

第6次地方分権一括法（職業安定法及び雇用対策法） の施行に関する説明会

日 時：平成28年8月22日（月）

午前の部 10：00～

午後の部 14：00～

場 所：中央労働委員会 講堂（7F）

内 容：

- （1）職業安定法及び雇用対策法に関する改正後の法律及び省令の内容並びに運用事項等について（1時間程度）
- （2）質疑応答（30分程度）

配布資料

資料No.1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（ハローワークに係る地方分権について）の概要

資料No.2 職業安定法施行規則等の一部を改正する省令について（概要）

資料No.3 施行通知（職業安定法及び雇用対策法）の概要

資料No.4 第6次地方分権一括法（職業安定法及び雇用対策法部分）のよくある質問

参考資料No.1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

参考資料No.2 職業安定法施行規則等の一部を改正する省令

参考資料No.3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部（職業安定法の一部改正）の施行について（平成28年8月19日付け職発0819第2号）

参考資料No.4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部（雇用対策法の一部改正）の施行について（平成28年8月19日付け職発0819第4号）

参考資料No.5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部（雇用対策法の一部改正）の施行に係る留意事項について（平成28年8月19日付け府分推第121号、職公発0819第2号）

参考資料No.6 雇用対策における国と地方公共団体との連携について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（ハローワークに係る地方分権について）の概要

概要

ハローワーク利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな制度を構築する。

職業安定法の改正

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和

- ① 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出を廃止。民間事業者と同列に課されている規制（職業紹介責任者の選任等）や国の監督（事業停止命令等）の廃止。
- ② 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ。
- ③ 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報のオンライン提供を法定化。

雇用対策法の改正

国と地方公共団体の連携を強化するため、雇用対策協定や地方公共団体の要請を法定化

- ① 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する旨を法律に明記。
- ② 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
 - ※ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
 - ※ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

職業安定法の改正について

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和し、地方公共団体が地域事情に応じた創意工夫により無料職業紹介を実施できる体制を整備する。

現 行

【職業安定法】

○ 地方公共団体が無料職業紹介を行う場合、職業紹介事業者として以下の規制が課される。

- ① 事業開始・廃止の届出
- ② その他各種規制
 - a) 国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査
 - b) 事業停止命令
 - c) 改善命令
 - d) 職業紹介責任者の選任
 - e) 帳簿の備え付け
 - f) 事業報告書の提出
 - g) 名義貸しの禁止
 - h) 性別等による差別的取扱の禁止
 - i) 労働条件等の明示
 - j) 個人情報の適正管理
 - k) 適格紹介
 - l) 労働争議への不介入
 - m) 取扱職種の種類等の明示
 - n) 守秘義務

【閣議決定】

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日)
「平成26年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成27年1月30日)

- ハローワークの求人情報のオンライン提供(平成26年より実施)
- ハローワークの求職情報のオンライン提供(平成28年3月より実施予定)

緩和

改 正 後

【職業安定法】

○ 民間の職業紹介事業者とは異なる位置づけ・公的な主体として無料職業紹介を実施できる。

- ① **届出の廃止(通知のみ)**
- ② その他各種規制の**見直し**
 - a) **廃止(※)**
 - b) **廃止(※)**
 - c) **廃止(※)**
 - d) **廃止**
 - e) **廃止**
 - f) **廃止**
 - g) 名義貸しの禁止
 - h) 性別等による差別的取扱の禁止
 - i) 労働条件等の明示
 - j) 個人情報の適正管理
 - k) 適格紹介
 - l) 労働争議への不介入
 - m) 取扱職種の種類等の明示
 - n) 守秘義務

※ 地方公共団体の行う無料職業紹介に法令上の問題が生じた際には、地方自治法に基づく是正の要求等の国の関与で対応。

法定化

- 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供する。

雇用対策法の改正について

国と地方公共団体が連携して雇用対策を講じるための「雇用対策協定」、国と地方公共団体が一体となってサービスを提供する一体的実施により、国と地方公共団体の連携を強化する。首長が職業の安定に必要な措置を国に要請できる仕組みも定める。

現 行

【雇用対策法】

- 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

連携策
の
具体化

改 正 後

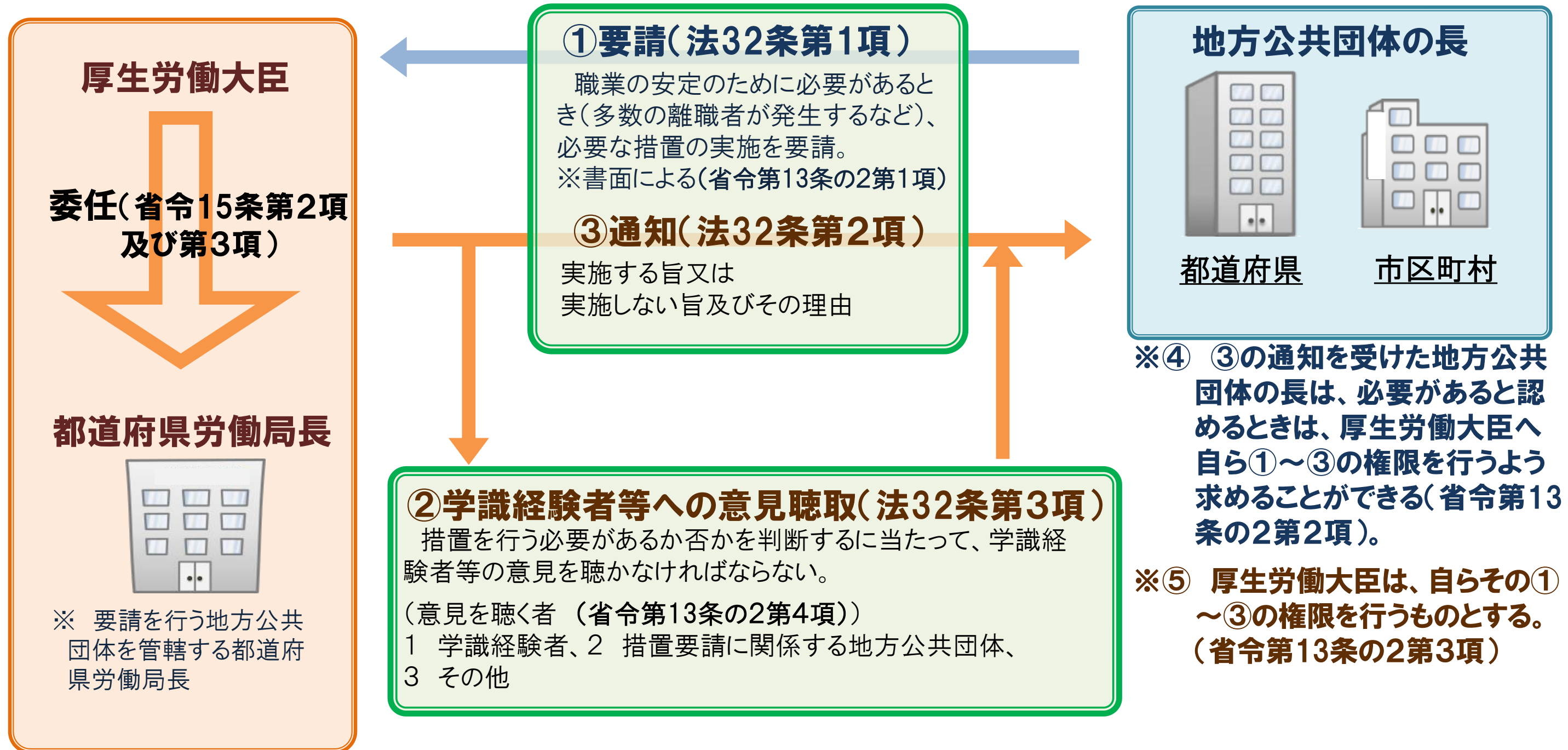
【雇用対策法】

- 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する。
- 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
 - ・ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
 - ・ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

雇用対策法に基づく地方公共団体から国への要請

第6次地方分権一括法の一部施行（平成28年8月20日施行）

雇用対策法の一部改正を含む第6次地方分権一括法（平成28年法律第47号）により、国と地方公共団体の連携を強化するため、地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請することができることとされた（法第32条第1項）。



雇用対策協定に基づき要請がなされた場合は、その内容が法令又は予算に違反する場合その他の要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。（省令第13条の3第2項）

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令について（概要）

1 趣旨

- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及び雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が第 190 回国会に提出され、平成 28 年 5 月 13 日に成立したところである。

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の一部の施行日（職業安定法及び雇用対策法関係部分）は、公布日（平成 28 年 5 月 20 日）から起算して 3 月を経過した日（同年 8 月 20 日）。

- 改正法の一部の施行に伴い、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）及び雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）等の規定について、所要の改正を行った。

2 改正内容

1. 職業安定法施行規則

(1) 厚生労働大臣に通知する事項等

- ① 改正法による改正後の職業安定法（以下 1. において「法」という。）第 29 条第 2 項により特定地方公共団体が厚生労働大臣に通知しなければならない事項について、次のとおりとすること。
 - ア 特定地方公共団体の名称
 - イ 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
 - ウ 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
 - エ 担当者の職名、氏名及び電話番号
 - オ 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容
 - カ 地方公務員の退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨
 - キ 法第 29 条第 3 項の規定により取扱職種の種類等を定める場合における当該取扱職種の範囲等
- ② 通知事項に変更があった際、その旨及び変更年月日を厚生労働大臣に通知すること。
- ③ 法第 29 条の 2 により、特定地方公共団体が厚生労働大臣に通知しなければならない事項について、次のとおりとすること。
 - ア 無料の職業紹介事業を廃止した年月日
 - イ 無料の職業紹介事業を廃止した理由

(2) 取扱職種の範囲等の明示の方法等

- ① 法第 29 条の 4 の厚生労働省令で定める事項について、求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とすること。
- ② 法第 29 条の 4 による明示は、求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならないこと。
 - ア 書面の交付の方法
 - イ 電気通信回線を通じて送信し、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

(3) 公共職業安定所から特定地方公共団体に提供する情報等

- ① 法第 29 条の 5 の厚生労働省令で定めるものについて、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第 4 条第 10 項に規定する個人情報等を除く。）とすること。
- ② 法第 29 条の 5 の厚生労働省令で定める方法について、書面の提出による提供とすること。
- ③ 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあると認めるときは、情報の提供を停止することができること。

2. 雇用対策法施行規則

(1) 要請の手続き等

- ① 当該改正法による改正後の雇用対策法（以下 2. において「法」という。）第 32 条第 1 項の地方公共団体の長による要請（以下「措置要請」という。）をするときは、その内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。
- ② 措置要請を行った地方公共団体の長は、都道府県労働局長から法第 32 条第 2 項の通知を受けた場合、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に同条第 1 項から第 3 項までの権限を行うよう求めることができること。
- ③ ②の求めがあったときは、厚生労働大臣は、措置要請について自ら法第 32 条第 1 項から第 3 項までの権限を行うものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、法第 32 条第 3 項の規定により意見を聴く者を選定するに当たっては、次に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとする。
 - ア 学識経験者
 - イ 措置要請に係る地方公共団体
 - ウ その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

(2) 雇用対策協定の内容に係る要請の手続き等

- ① 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を締結することができること。
- ② 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があったときは、要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の合理的な理由がある場合を除き、業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会を組織することができること。

(3) 権限の委任

法第32条第1項から第3項まで及び(1)④ウに規定する厚生労働大臣の権限を、都道府県労働局長に委任すること。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げないこと。

(4) ハローワーク特区の廃止

ハローワーク特区に係る規定を廃止すること。

3. その他

その他所要の規定の整理

3 根拠法令

- ・改正法による改正後の職業安定法第29条、第29条の2、第29条の4、第29条の5、第29条の9
 - ・改正法による改正後の雇用対策法第32条、第37条
- 等

4 公布日及び施行日

公 布：平成28年8月19日

施 行：平成28年8月20日

5 特定地方公共団体は、次の事項についても十分に留意するようお願いしたい。

- ・ 苦情処理に関すること
- ・ 個人情報（求人者の担当者の個人情報等求職者以外の個人情報を含む）の取扱いに関すること
- ・ 他の職業紹介機関を利用しないことを条件として職業紹介サービスを行ってはならないこと
- ・ 職業紹介事業に関する広告を行う場合、職業紹介所であることを明記すること
- ・ 外部会場を利用した就職面接会等での無料の職業紹介の実施を認めるが、少なくとも一つの事業所は有していなければならないこと

等

6 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）」は特定地方公共団体も対象であることに留意をお願いしたい。

7 公共職業安定所による特定地方公共団体への協力等として、特定地方公共団体の希望等に応じて、

- ① 職業紹介事業に係る研修資料の提供、研修への講師派遣、人事交流への協力等の支援を行うこと
- ② 特定地方公共団体が自ら受理した求人について、公共職業安定所において提供を受け、当該求人者に連絡をした上で、求人を受理し、ともに充足に努めること

8 特定地方公共団体が無料の職業紹介を実施する施設において、雇用保険法第 15 条の規定による雇用保険の失業の認定に係る業務、雇用保険受給資格者に公共職業訓練等の受講を指示する業務、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 12 条の規定による職業訓練の受講支援に係る業務、各種雇用関係

助成金の支給等に係る手続の実施を希望する場合には、管轄労働局として対応の在り方を個別に検討し、調整するため、管轄労働局に連絡をお願いしたい。

9 特定地方公共団体は職業紹介責任者講習会の受講義務はないが、積極的なご活用をお願いしたい。

10 地方公共団体が民間の職業紹介事業者等に職業紹介事業の実施を委託するときは、民間職業紹介事業者に係る職業安定法上の各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となる。

また、指定管理者制度により特定地方公共団体が職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う施設の管理を指定管理者に行わせる場合、当該職業紹介事業者には職業安定法上の各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となる。

11 特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業（職業紹介の全部又は一部を民間職業紹介事業者等に委託して実施する場合を除く。）については、公共職業安定所の愛称である「ハローワーク」の文言を名称に用いても差し支えないが、その場合には必ず、公共職業安定所と誤認されない名称（「〇〇県版ハローワーク」等）となるようお願いしたい。

12 特定地方公共団体においても、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく資料の提出の要求として、職業紹介事業報告書の提出をお願いしたい。

Ⅱ 雇用対策法関係

- 1 改正雇用対策法施行前に各都道府県労働局長と地方公共団体の長との間で締結された雇用対策協定を改正雇用対策法に基づく協定とみなすものとする
- 2 公共職業安定所の業務に関する事項以外に都道府県労働局の管轄する業務に係る事項が盛り込まれた協定や、既に締結されている雇用対策協定であって、国の締結者が都道府県労働局長以外の者である協定について、改正雇用対策法に基づく協定に準じた取扱いとすること
- 3 雇用対策法第 32 条に規定する地方公共団体からの国に対する要請（以下「措置要請」という。）については、次のとおりとする
 - (1) 措置要請の対象となる「労働者の職業の安定に関し必要な措置」は、広く労働局又は公共職業安定所の実施する雇用対策を含むものであるとともに、当該地方公共団体を管轄する労働局長の管轄区域内で実施されるものに限定されるものではないものとする
 - (2) 措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たり学識経験者等の意見を聴くときは、原則として地方労働審議会において意見を聴くこと、その際、要請を行った地方公共団体の長等は地方労働審議会の場でヒアリング等を通じて意見を聴くことについて、要請地方公共団体の長の意見を聴くこととする
 - (3) 地方公共団体が措置要請に係る措置を厚生労働大臣が自ら行うよう求めたときの学識経験者等の意見を聴くときは、労働政策審議会において意見を聴くことについて、要請地方公共団体の長の意見を聴くこととする
 - (4) 都道府県労働局の既存の予算又は人員等で直ちに対応可能であるもの等については、必ずしも措置要請を行う必要はないものとする

第6次地方分権一括法(職業安定法及び 雇用対策法部分)のよくある質問

主な質問への回答①

質問	回答
趣旨・目的	
Q1: 第6次地方分権一括法(職業安定法と雇用対策法部分)が8月20日に施行されましたが、どのような改正が盛り込まれているのですか。	改正は大きく2つに分かれます。一つは、「地方版ハローワーク」の創設など、地方公共団体が自ら無料職業紹介を行う環境を整備する改正(職業安定法)。もう一つは、国と地方公共団体の連携を抜本的に強化する改正(雇用対策法)です。
職業安定法	
Q2: 地方版ハローワークを創設できることになったとのことですが、具体的な中身を教えてください。	<p>職業紹介は、国のハローワークだけでなく、これまでも地方公共団体や民間職業紹介事業者が行っています。このうち、<u>地方公共団体の無料職業紹介について、実施されやすい環境を整備するのが、今回の改正の内容</u>です。</p> <p>具体的には、①これまで届出制であったものを、通知でもいいとしたこと(職業紹介を自由に始められるようにしたこと)、②事業停止命令等の国の監督を廃止したこと、などがあります。</p> <p><u>この環境下で行う地方公共団体の無料職業紹介を「地方版ハローワーク」と呼んでいます</u>(※法律では、無料職業紹介を行う地方公共団体を「特定地方公共団体」と呼んでいます)。</p>
Q3: 今回の法改正により、具体的にどのような変化が起こるのでしょうか。	<p>地方公共団体は、無料職業紹介事業を実施しやすい環境の中で、<u>創意工夫を活かした無料職業紹介を実施しやすくなります</u>。</p> <p>地域の重点課題となっている問題に対する職業紹介などが実施されることが想定され、そのことにより、地域住民に対するサービスの質が向上していくものだと考えています。例えば、移住支援、福祉サービス、産業振興施策等と一体となった職業紹介などが想定されます。【別添参照】</p>

主な質問への回答②

質問	回答
Q4: 地方公共団体が自ら無料職業紹介事業を実施する場合は、すべて「地方版ハローワーク」を名乗る必要がありますか。	<p>「<u>地方版ハローワーク</u>」を名乗るかどうかは、<u>地方公共団体の判断</u>になりますので、<u>独自の名称を使用していただいても差し支えありません</u>。</p> <p>なお、「ハローワーク」という名称を使用する場合は、「〇〇県版ハローワーク」、「〇〇市立ハローワーク」等とし、「ハローワーク〇〇」のように、ハローワークの文言の後ろに地域名を用いることは国のハローワーク施設と誤認させるおそれがありますので、お控えください。</p>
Q5: これまで職業安定法第33条の4の規定に基づき、無料職業紹介事業を実施していた地方公共団体の取扱はどうなりますか。	<p>第6次地方分権一括法附則第3条第1項において、改正前の職業安定法第33条の4第1項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っている地方公共団体については、施行の日に、改正後の職業安定法第29条第2項の規定による通知をしたものとみなす旨を規定しています。</p> <p>そのため、<u>新たに厚生労働大臣に通知する必要はありません</u>。</p>
Q6: 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)や施行通知に、地方版ハローワークでの雇用保険業務等の実施が記載されていますが、地方版ハローワークでは必ず雇用保険業務等を実施する必要がありますか。	<p>地方版ハローワークのスペースを借りて国の職員が雇用保険業務等を実施することを希望するか否かは、<u>地方公共団体の判断</u>となります。そのため、必ずしも雇用保険業務等の実施を希望する必要はありません。</p> <p>実施を希望する場合は、利用者のニーズの見込みを踏まえ、労働局と個別に調整することになりますので、<u>都道府県労働局にご相談をお願いします</u>。</p>
Q7: 一体的実施事業を実施しているところは、すべて地方版ハローワークに移行する必要がありますか。	<p>一体的実施事業を選択するか、地方版ハローワークを新たに開始するかは、地方公共団体の自治事務であるため、それぞれの<u>地方公共団体の判断</u>によります。</p> <p>ただし、地方版ハローワークに移行する場合は、ハローワーク機能と地方版ハローワークの機能が重複しないよう調整する必要があることから、<u>事前に都道府県労働局にご相談していただきますようお願いいたします</u>。</p>

主な質問への回答③

質問	回答
<p>Q8:これまで民間の職業紹介事業者に委託をして、無料職業紹介を行っていましたが、今後は実施できなくなるのですか。</p> <p>また、委託していても、「ハローワーク」の名称を使うことはできますか。</p>	<p>これまでどおり、地方公共団体が民間の職業紹介事業に<u>委託して、無料職業紹介を行うことはできます</u>。</p> <p>ただし、その場合、各種の規制・監督の対象外となる地方版ハローワーク(特定地方公共団体)ではなく、<u>実施主体は民間の職業紹介事業者</u>となりますので、職業安定法上の<u>各種の規制・監督の対象</u>となります。</p> <p>また、無料職業紹介業務の全部又は一部を委託しているときは、「ハローワーク」の名称を使うことはできません。ただし、地方公共団体が自ら無料職業紹介事業の全部を行っているブースには「〇〇県版ハローワーク」、「〇〇市立ハローワーク」等と名称を使うことはできます。</p> <p>(注) 公共職業安定所の愛称として使用している「ハローワーク〇〇」のように、ハローワークの文言の後ろに地域名を用いることは国のハローワーク施設と誤認させるおそれがありますので、お控えください。</p>
<p>Q9:指定管理者制度は対象となりますか。</p>	<p>指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設を管理させる制度であり、公の施設内において職業紹介事業が実施されている場合に、当該<u>公の施設の管理を指定管理者に委託することは否定されないもの</u>と考えられます。</p> <p>ただし、その場合においても、職業紹介事業を当該地方公共団体以外の民間事業者に行わせる場合については、民間の職業紹介事業者に対する規制が適用され、<u>各種の規制・監督の対象から外れる特定地方公共団体とはなりません</u>。</p>
<p>Q10:ハローワークの求人・求職情報の提供やハローワーク職員による研修など、地方版ハローワークへの支援は何かありますか。</p>	<p>ハローワークの求人情報や求職情報のオンライン提供については、既に取り組を開始していますので、ご関心がある場合は、<u>都道府県労働局にご相談をお願いします</u>。</p> <p>また、研修については、ご希望に応じてオーダーメイド型の研修が可能ですので、<u>都道府県労働局にご相談をお願いします</u>。</p> <p>(実施例)職業紹介の基本業務、公正な採用選考、オンライン提供の活用方法など</p>

主な質問への回答④

質問

回答

雇用対策法

Q11: 地方公共団体の長から労働局長への要請は、すべてこの法令に基づく要請とする必要があるのでしょうか。

雇用対策協定の締結等に当たって連携して取り組む対策に関する協議や、一体的実施施設の運用改善等のための協議等により、対応策を検討いただいた結果、都道府県労働局の既存の予算又は人員等で直ちに対応可能であるもの等、これまで各地方公共団体と労働局で日常的な会議や打ち合わせ等で協議していた事案のすべてについて、法令に基づく手続き(書面による要求)としなければならないものではありません。

Q12: すべての地方公共団体が雇用対策協定を締結する必要あるのでしょうか。

雇用対策協定を締結するかは、地方公共団体の判断となります。
雇用対策協定は、
① 地域の雇用問題のうち、地方公共団体と連携・協力して重点的に取り組む課題及び達成すべき目標について明確にし、共通認識を持てること、
② ①の課題及び目標に対し、国と地方公共団体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にし、国と地方公共団体の対策を一体的に実施することができること、
③ 雇用対策協定で定めた事項の達成のために国と地方公共団体間で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを作り実務的な連携を強化することができること、
などのメリットがあるため、是非締結の検討をお願いしたいと考えています。

Q13: 既に雇用対策協定を締結している場合、新たに協定を締結する必要があるのでしょうか。

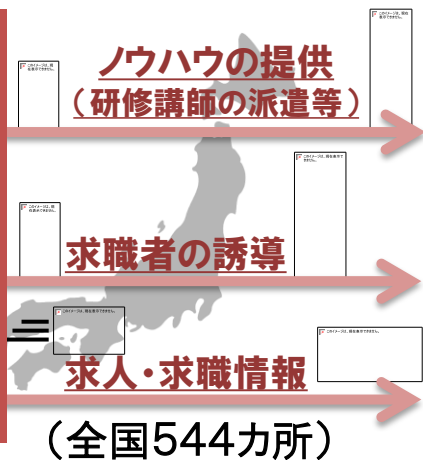
施行通知において、施行前に締結された雇用対策協定については、改正後の雇用対策法に基づく協定とみなすものとしますので、新たに協定を締結する必要はありません。

主な質問への回答⑤

質問	回答
Q14: 一体的実施事業の協定と雇用対策協定の違いを教えてください。	<p><u>一体的実施事業の協定は、「施設」に関する協定</u>であり、施設における国と地方公共団体の業務内容・費用負担・協議方法・目標などを定めているものです。</p> <p>一方、<u>雇用対策協定は、一施設の取組内容に留まらず</u>、その地域の課題や目指すべき方向性を定めるとともに、それに向かって実施する国と地方公共団体の施策を<u>総合的に定めるもの</u>です。</p>

地方版ハローワークのイメージ（産業施策と連携した職業紹介の例）

国のハローワーク



地方版ハローワーク

独自求人の開拓

効果的な職業相談・職業紹介

求職者への専門的な
キャリア・カウンセリング、セミナー等

を実施

自治体独自の効果的な
マッチングを実現！

産業政策と一体と
なった職業紹介

- 今第6次地方分権一括法では、**地方公共団体の無料職業紹介事業を実施しやすい環境を整備**することとし、地域の事情に応じたきめ細かな職業紹介の実現を目指している。
- 国のハローワークでは、全国ネットワークを活用しながら、就職困難者を中心に支援するセーフティネットとしての役割を担っていることから、**これに上乗せするような形で、地方公共団体が各地域の独自のニーズに特化して行うものことにより、住民サービスの更なる向上を図る**ことが重要。

《活用例》

地方自治体の産業(誘致・育成)と連動した人材確保

地方自治体で特定産業の育成や企業誘致に取り組んでいる場合、

- ① 地方自治体内で特定産業の企業誘致施策に取り組んでいる部署には、組織として当該産業・企業の情報のノウハウが蓄積されていること、
- ② 企業担当者と直接やりとりをしているため、人材のニーズを迅速に把握できること、
- ③ 特定産業へのマッチングを図るために人材育成を実施することができること、
から、職業紹介を合せて実施することで、迅速かつ効果的にマッチングを行うことができる。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(法 律)

○森林法等の一部を改正する法律
(四四)

○港湾法の一部を改正する法律(四五)
○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律(四六)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(四七)
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(四八)

(政 令)

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部の施行期日を定める政令(二二三)

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令(二二四)

○災害対策基本法施行令の一部を改正する政令(二二五)

(省 令)

○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令(法務三五)

(規 則)

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則(国家公安委二二)

(告 示)

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件(国家公安委一六)

○国際連合安全保障理事会決議に基づき資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件(外務一七二)

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示(同一七二)

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件(同一七三)

○紛失の届出により失効した旅券の告示(同一七四)

○肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産一二三二)

○砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通七六四、七六八)

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件(同七六九)

○道路に関する件(東北地方整備局一四四、一四七)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同一四八)

○道路に関する件(沖繩総合事務局三二)

(官庁報告)

産 業
日本工業規格(経済産業省)

(公 告)

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、首都高速道路株式会社都市計画事業、税理士証票無効・登録抹消、厚生年金基金解散・清算人就任関係

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◆森林法等の一部を改正する法律(法律第四四号)
(農林水産省)

(農林水産省)

一 森林法の一部改正関係

1 森林計画制度の見直し

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項を地域森林計画の計画事項とすることとし、鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項を市町村森林整備計画の計画事項とすることとした。(第五条及び第一〇条の五関係)

2 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況に関する報告制度の創設

森林所有者等は、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならないこととした。(第一〇条の八第二項関係)

3 共有者不確知森林に係る裁定制度の創設

(一) 地域森林計画対象民有林であつて、当該森林の立木が数人の共有に属するものうち、過失がなくて当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの(以下「共有者不確知森林」という)の森林所有者で知れているもの(以下「確知森林共有者」という)が当該共有者不確知森林の森林所有者で確知することができないものの立木の持分(以下「不確知立木持分」という)等の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、公告を求め、市町村の長に申請することができるとした。(第一〇条の二二二関係)

法律第四十六号

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「五年」を「十年」に改める。

第六条第一号第一号を次のように改める。

一 次のイからハまでに掲げる者 三千六百万円
イ B 型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者(次号イに掲げる者を除く。)

ロ B 型肝炎ウイルスに起因して、肝がんになり患した者(イ並びに次号イ及びロに掲げる者を除く。)

ハ B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)に患した者(イ及びロ並びに次号に掲げる者を除く。)

第六条第一項第七号中「(B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。)」を削り、同号を同項第十号とし、同項第六号中「及び B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者」を削り、同号を同項第九号とし、同項第五号中「であつて、前号に掲げる者以外のもの(B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した)」を(第一号から第五号まで及び前号に掲げる)に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した」を「第一号から第五号までに掲げる」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「当該慢性 B 型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及び B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した」を「前各号、次号及び第八号に掲げる」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及び B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)

若しくは肝がんになり患し、又は死亡した」を「前二号、次号及び第五号に掲げる」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものを除く。)に患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該肝硬変に患しているもの又は現に当該肝硬変に患していないが、当該肝硬変の治療を受けたことのあるもの(これらの者のうち、第一号及び第二号に掲げる者を除く。)

五 B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものを除く。)に患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者(第一号、第二号及び前号に掲げる者を除く。)

三百万円
第六条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 次のイからハまでに掲げる者 九百万円
イ B 型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者のうち、当該死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者

ロ B 型肝炎ウイルスに起因して、肝がんになり患した者のうち、当該肝がんを発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者(イ及び前号イに掲げる者を除く。)

ハ B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)に患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者(イ及びロ並びに前号イ及びロに掲げる者を除く。)

第八条第一項、第九条及び第十条中「から第三号まで」を「第三号又は第六号」に改める。

第十一条中「から第三号まで」を「第三号又は第六号」に改め、同条第一号中「第六条第一項第四号、第五号又は第七号」を「第六条第一項第二号、第四号、第五号、第七号、第八号又は第十号」に改める。

第十二条第一項中「第六条第一項第七号」を「第六条第一項第十号」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十七年」を「平成三十二年」に改め、同条第二項中「平成二十八年」を「平成三十三年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十八年度における長期借入金については、平成三十二年までの間に償還するものとす。

附則第五条(見出しを含む)中「平成二十八年」を「平成三十三年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一号並びに附則第四条第一項及び第二項並びに第五条(見出しを含む)の改正規定並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前の特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「法」という)第二条第三項に規定する確定判決等(以下「確定判決等」という)において、同条第二項に規定する特定 B 型肝炎ウイルス感染者(以下「特定 B 型肝炎ウイルス感染者」という)に相当する者であること及びこの法律による改正後の法(以下「新法」という)第六条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者に相当することを証された者又はその相続人に対して、施行日前に、国による損害の填補として、当該各号に定める額に相当する額の金銭の支払がなかつたときは、これらの者を、確定判決等において、特定 B 型肝炎ウイルス感染者であること及び当該各号に該当する者であることを証された者又はその相続人とみなして、新法の規定を適用する。

2 施行日前の確定判決等において、特定 B 型肝炎ウイルス感染者に相当する者であること及び新法第六条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者に相当することを証された者又はその相続人に対して、施行日前に、国による損害の填補として、当該各号に定める額に相当する額の金銭の支払があつたときは、これらの者を、確定判決等において、特定 B 型肝炎ウイルス感染者であること及び当該各号に該当する者であることを証された者又はその相続人とみなし、かつ、これらの者は、当該各号に定める額の法第三条第一項に規定する特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けたものとみなして、新法の規定(第三条から第七条までの規定を除く。)を適用する。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣府関係(第一条―第三条)

第二章 総務省関係(第四条)

第七十七条の次に次の二条を加える。

(大学附属の学校)

第七十七条の二 公立大学法人が設置する大学に、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、定款で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校(次項において「学校」という。)を附属させて設置することができる。

2 設立団体の長は、前項の規定により公立大学法人が設置する学校に係るこの法律、他の法令又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(出資の認可)

第七十七条の三 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを行うおととするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

第七十九条の次に次の三条を加える。

(会計監査人の資格等の特例)
第七十九条の二 公立大学法人の会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを当該公立大学法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第一号に掲げる者を選定することはできない。

2 公立大学法人においては、第三十七条第二項に規定する者のほか、次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
一 監査の対象となる公立大学法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
二 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(長期借入金及び債券発行の特例)
第七十九条の三 公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券(以下この章において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、前項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の償還者は、当該債券を発行した公立大学法人の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公立大学法人は、設立団体の長の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第七十九条の四 前条第一項又は第二項の規定により、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けなければならない。

第三章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第五条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公立大学法人」の下に「以下「公立大学法人」という。」を、「次項」の下に「及び第百二十七条を「私立学校法」の下に(昭和二十四年法律第二百七号)を加え、学校法人と称する」を「学校法人」という」に改める。

第四条第一項第二号中「市町村」の下に「(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。)」を加え、同条第四項中「第五十四条第三項において」を「以下」に改め、「という」の下に「(指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第五十四条第三項中「町村」を「以下この項において同じ」町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)」に、「又は指定都市の設置する」を「(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。又は指定都市(指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。))の設置する」に、「教育委員会が」を「教育委員会(公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人)が」に改める。

第百三十条第一項及び第百三十一条中「又は都道府県」の下に「(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第百三十三条第一項中「市町村」の下に「(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第四章 厚生労働省関係

(職業安定法の一部改正)

第六条 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条を」第二十八条に、「第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介」を「第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介」(第二十九条―第二十九条の九)に、「第三十三条の五」を「第三十三条の四」に、「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に改める。

第四条第七項中、「第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三条の三第一項」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

第五条第四号中「の者」の下に「(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)」を加える。

第五条の二の見出し中「職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改め、同条中「及び」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第五条の三第一項中「及び職業紹介事業者」を「特定地方公共団体及び職業紹介事業者」に改め、同条第二項中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第五条の五中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第五条の六第一項中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第五条の七中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第二十九条を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介

(地方公共団体の行う職業紹介)

第二十九条 地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。

特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。

特定地方公共団体は、取扱職種の種類等(その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ)を定めることができる。

特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

(事業の廃止)

第二十九条の二 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第二十九条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の職業紹介事業を行わせなければならない。

(取扱職種の範囲等の明示等)

第二十九条の四 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項その他無料の職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

(公共職業安定所による情報提供)

第二十九条の五 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対して、求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう)その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

(公共職業安定所による援助)

第二十九条の六 公共職業安定所は、特定地方公共団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

(特定地方公共団体の責務)

第二十九条の七 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業の運営に当たつては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(準用)

第二十九条の八 第二十条の規定は、特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「特定地方公共団体」と、同条第二項中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第二十九条の九 この章に定めるもののほか、特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

第三十二条の十二第一項中「その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲(以下この条及び次条において「取扱職種の範囲等」という。))を「取扱職種の範囲等」に改める。

第三十三条第一項中「職業安定機関」の下に「及び特定地方公共団体」を加え、「から第三十三条の四まで」を「及び第三十三条の三」に改め、同条第四項中「第三十二条の十六まで」を「前条まで」に、「第三十二条の十六第二項」を「前条第二項」に改める。

第三十三条の四を削る。

第三十三条の五中、「第三十三条の三第一項」を削り、同条を第三十三条の四とする。

第三章第三節中第三十三条の六を第三十三条の五とし、第三十三条の七を第三十三条の六とする。

第四十六条中「第三十三条の五」を「第三十三条の四」に改める。

第四十八条中「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に改める。

第四十八条の四第一項中「職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、職業紹介事業者」に、「当該職業紹介事業者」を「当該特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者」に改める。

第五十条第一項及び第二項中、「労働者の募集又は」を「を行う者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く)又は労働者の募集若しくは」に改める。

第五十一条の二中「第三十三条第一項」を「特定地方公共団体、第三十三条第一項」に、「第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三条の三第一項」に、「無料職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第七條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「児童福祉」の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

(雇用対策法の一部改正)

第八條 雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 雑則(第三十一条・第三十八条)」を「第八章 雑則(第三十三条・第四十条)第三十一条・第三十二条」に改める。

第二条中「含む。」の下に「、同法の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体」を加え、「行なう」を「行つ」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 国と地方公共団体との連携等

第三十一条中「施策が」を「施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、」に改める。

第三十八条の見出しを削り、同条第一項第三号中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第四号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同条を第四十条とする。

第三十七条を第三十八条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条を第三十七条とし、第三十二条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十一条の次に次の一条及び章名を加える。

(要請)

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に必要措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請(以下この条において「措置要請」という)に基づき労働者の職業の安定に必要措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定め定める者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八章 雑則

第九條 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正

第二十一條の見出しを「(指定検査機関の指定)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣の」を「その」に改める。

第二十二條中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十三條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(指定の公示等)」を付し、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日」を「主たる事務所の所在地、当該指定をした日、その食鳥検査の業務を行う事務所の所在地及びその行わせることとした食鳥検査の業務」に改め、同条第二項中「又は主たる」を「主たる事務所の所在地又はその指定に係る食鳥検査の業務を行う」に、「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十五條第三項中「委任都道府県知事」を「その指定に係る都道府県知事」に改める。

第二十六條第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣は」を「都道府県知事は、その」に、「ときは、その」を「ときは、当該」に改める。

第二十八條第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十九條第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「厚生労働大臣及び委任都道府県知事」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十一條の見出しを「(監督命令)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「この法律を施行する」を「その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保する」に改め、「ときは」の下に「その」を加え、同条第二項を削る。

第三十二條第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、「受けなければ」の下に「その指定に係る」を加え、同条第二項中「厚生労働大臣は、指定検査機関の」を「都道府県知事は、その指定検査機関に行わせることとした」に改め、「により」の下に「その」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「関係委任都道府県知事に通知するとともに」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十三條第一項中「厚生労働大臣は」を「都道府県知事は、その」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣は」を「若しくは」に改め、「若しくは」に改め、「若しくは」の下に「その行わせることとした」を加え、又は一部を「若しくは」に改め、同条第三項中「第二十八條第三項」を「第二十八條第二項」に、「第三十一條第一項」を「第三十一條」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同項の規定により「その行わせることとした」を加え、「関係委任都道府県知事に通知するとともに」を削る。

第三十四條を次のように改める。

第三十五條の見出し中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第一項中「委任都道府県知事は」を「都道府県知事は、その」に改め、「受けて」の下に「その指定に係る」を「規定により」の下に「その」を加え、「厚生労働大臣が」を削り、「対し」の下に「その行わせることとした」を、「又は」の下に「その」を「事由により」の下に「その指定に係る」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「による通知を受けた」を「によりその食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行うこととなるとき、又は同項の規定により当該食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行うこととなる事由がなくなった」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「食鳥検査の業務」を「その食鳥検査の業務の全部若しくは一部を」に、「又は厚生労働大臣が」を「その行わせることとした」に、「係る」を「ついて」に、「若しくは」を「又は」に、「指定検査機関」を「その指定検査機関」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十七條第二項及び第三十八條第二項中「厚生労働大臣又は委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「指定検査機関」を「その指定検査機関」に改める。

第四十一條第二項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に、「厚生労働大臣は」を「当該都道府県知事は」に改める。

第五章 農林水産省関係

(森林法の一部改正)

第十條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の二第四項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該保安林が、第二号に該当するとき、又は第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、第二号に該当するときは、農林水産大臣の同意を得なければならない。

(漁業近代化資金融通法の一部改正)

第十一條 漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号中「特別の」を「当該資金の貸付けにより当該合計額が次に掲げる額を超えることにつき農林水産大臣が定める」に、「農林水産大臣」を「農林水産大臣(当該資金が、第一項第六号から第九号までに掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域とするものその他の農林水産省令で定める漁業者等)に対して農林中央金庫が貸し付ける資金以外のものであるときは、当該漁業者等の住所を管轄する都道府県知事その他の農林水産省令で定める都道府県知事」に改める。

第六章 経済産業省関係

(工場立地法の一部改正)

第十二條 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四條の二第一項中「都道府県は、当該都道府県内の町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ)は、当該市町村」に、「第三項」を「次項」に、「都道府県準則」を「市町村準則」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第六條第一項中、「当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という)に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては」を削り、「市長(以下単に「市長」を「市町村長特別区の区長を含む。以下単に「市町村長」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第三条、第七條、第十條及び第十五條の規定並びに附則第四條第一項及び第二項、第六條から第十條まで、第四十二條（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八條第二項及び第三項の改正規定に限る）、第四十四條並びに第四十六條の規定、公布の日

二 第六條、第八條及び第十四條の規定並びに附則第三條、第十三條、第二十四條から第二十六條まで、第二十九條から第三十一條まで、第三十三條、第三十五條及び第四十八條の規定、公布の日から起算して三月を超えた日

三 第十三條の規定及び附則第十七條の規定、この法律の公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（地方独立行政法人法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 地方公共団体は、この法律の施行の日（附則第七條を除き、以下「施行日」という。）前においても、地方独立行政法人法第八十條の規定により読み替えられた同法第七條又は第八條第二項の規定により、その議会の議決を経て、第四條の規定による改正後の地方独立行政法人法（次項において「新地方独立行政法人法」という。）第二十一條第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に同号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

2 新地方独立行政法人法第七十七條の二第一項の規定により地方独立行政法人法第六十八條第一項に規定する公立大学法人が設置する大学に附属して設置される新地方独立行政法人法第七十七條の二第一項に規定する学校の設置のため必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第六條の規定による改正前の職業安定法（次項において「旧職業安定法」という。）第三十三條の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っている地方公共団体については、同号に掲げる規定の施行の日、第六條の規定による改正後の職業安定法（次項において「新職業安定法」という。）第二十九條第二項の規定による通知をしたものとみなす。

2 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前にされた旧職業安定法第四十八條の四第一項の規定による申告は、同日以後における新職業安定法第四十八條の四の規定の適用については、同条第一項の規定による申告とみなす。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 食鳥処理の事業の規制による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下この条において「新食鳥処理法」という。）第二十一條第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、同項及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一條第二項の規定の例により、その指定の申請をすることができる。

2 都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五條第一項の規定に基づく政令で定める市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、前項の規定による指定の申請があった場合には、施行日前においても、新食鳥処理法第二十二條及び第二十三條第一項の規定の例により、その指定及び公示をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は施行日において新食鳥処理法第二十一條第一項の指定を受けたものと、その公示は施行日において新食鳥処理法第二十三條第一項の規定によりした公示とみなす。

3 この法律の施行の際現に第九條の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一條第一項の規定により厚生労働大臣から同項の者（以下この項において「食鳥検査機関」という。）に対してされた指定である指定であつて、この法律の施行の際現に同条第一項の規定により都道府県知事がその食鳥検査の全部又は一部を行わせている食鳥検査機関に対してされた指定によるのは、施行日において新食鳥処理法第二十一條第一項の規定により当該都道府県知事から当該食鳥検査機関に対してされた指定とみなす。この場合において、当該都道府県知事は、新食鳥処理法第二十三條第一項の規定により、その公示をしなければならない。

（工場立地法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する都道府県が第十二條の規定による改正前の工場立地法（以下「旧工場立地法」という。）第四條の二第一項の規定により定めた準則は、当該都道府県内の町村が第十二條の規定による改正後の工場立地法第四條の二第一項の規定により準則を定めた条例の施行の日又は当該都道府県が条例で定める日のいずれか早い日までの間は、当該町村が定めた準則とみなす。

2 施行日前に都道府県知事にされた旧工場立地法第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出であつて施行日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（水質汚濁防止法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現に第十五條の規定による改正前の水質汚濁防止法第四條の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第十五條の規定による改正後の水質汚濁防止法第四條の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた協議の申出とみなす。

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定、以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九條の規定に基づく政令で定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九條の規定に基づく政令で定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（抄）（第六条関係）

※ 「現行」は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第八条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介（第二十九条―第二十九条の九）</p> <p>第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 無料職業紹介事業（第三十三条―第三十三条の四）</p> <p>第三節 補則（第三十三条の五―第三十五条）</p> <p>第三章の二～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第四条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等（第二十六条―第二十九条）</p> <p>第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 無料職業紹介事業（第三十三条―第三十三条の五）</p> <p>第三節 補則（第三十三条の六―第三十五条）</p> <p>第三章の二～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第四条（略）</p>

②⑥ (略)

⑦ この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

⑧ この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者という。

⑨・⑩ (略)

(政府の行う業務)

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

一 三 (略)

四 政府以外の者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)の行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業又は労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。)第二条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業(以下「労働者派遣事業等」という。)を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

五 七 (略)

(職業安定機関と特定地方公共団体等の協力)

②⑥ (略)

(新設)

⑦ この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

⑧・⑨ (略)

(政府の行う業務)

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

一 三 (略)

四 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業又は労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。)第二条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業(以下「労働者派遣事業等」という。)を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

五 七 (略)

(職業安定機関と職業紹介事業者等の協力)

第五条の二 職業安定機関及び特定地方公共団体、職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

② 求人は求人の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

③ (略)

(求人者の申込み)

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人者の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容

第五条の二 職業安定機関及び職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

② 求人は求人の申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

③ (略)

(求人者の申込み)

第五条の五 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求人者の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反す

容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

(求職の申込み)

第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

② 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第五条の七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介

(地方公共団体の行う職業紹介)

第二十九条 地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。

るとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

(求職の申込み)

第五条の六 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

② 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第五条の七 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

(新設)

第二十九条 削除

② 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。

③ 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等（その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ。）を定めることができる。

④ 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

（事業の廃止）

第二十九条の二 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第二十九条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の職業紹介事業を行わせてはならない。

（取扱職種の範囲等の明示等）

第二十九条の四 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項その他無料の職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

(公共職業安定所による情報提供)

第二十九条の五 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に
関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対して、
求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方
法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す
る方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するもの
とする。

(公共職業安定所による援助)

第二十九条の六 公共職業安定所は、特定地方公共団体に対して、雇行情
報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料の職業紹介事業の
運営についての援助を与えることができる。

(特定地方公共団体の責務)

第二十九条の七 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業の運営に当た
つては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要
な措置を講ずるように努めなければならない。

(準用)

第二十九条の八 第二十条の規定は、特定地方公共団体が無料の職業紹介
事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「
公共職業安定所」とあるのは「特定地方公共団体」と、同条第二項中「

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

公共職業安定所は」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は、」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第二十九条の九 この章に定めるもののほか、特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

(取扱職種の範囲等の届出等)

第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

②・③ (略)

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関及び特定地方公共団体の行うものを除く。以下同じ。）を行うとする者は、次条及び第三十三条の三の規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(新設)

第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介

(取扱職種の範囲等の届出等)

第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者は、その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（以下この条及び次条において「取扱職種の範囲等」という。）を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

②・③ (略)

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行うとする者は、次条から第三十三条の四までの規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

②・③ (略)

④ 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から前条までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条、第三十二条の四第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、前条第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

⑤ (略)

(削る)

②・③ (略)

④ 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条、第三十二条の四第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

⑤ (略)

(地方公共団体の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の四 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

一 当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附

帯する業務として行う無料の職業紹介事業

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条の六第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条の二において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として行う無料の職業紹介事業

② 第三十条第二項から第四項まで、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした地方公共団体について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可を受けようとする者」とあるのは「第三十三条の四第一項の届出をしようとする地方公共団体」と、同項及び同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

（公共職業安定所による援助）

第三十三条の四 公共職業安定所は、第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

（公共職業安定所による援助）

第三十三条の五 公共職業安定所は、第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは前条第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

第三十三條の五・第三十三條の六 (略)

(準用)

第四十六條 第二十条、第三十三條の四及び第四十一條第一項の規定は、労働組合等が前條の規定により労働者供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者供給事業者」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「労働者を供給してはならない」と、同條第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、労働者を供給してはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「供給する」と、第四十一條第一項中「同項の許可」とあるのは「同條の許可」と、「当該労働者の募集の業務」とあるのは「当該労働者供給事業の全部若しくは一部」と読み替えるものとする。

(指針)

第四十八條 厚生労働大臣は、第三條、第五條の三、第五條の四、第三十三條の五及び第四十二條に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

第三十三條の六・第三十三條の七 (略)

(準用)

第四十六條 第二十条、第三十三條の五及び第四十一條第一項の規定は、労働組合等が前條の規定により労働者供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者供給事業者」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「労働者を供給してはならない」と、同條第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、労働者を供給してはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「供給する」と、第四十一條第一項中「同項の許可」とあるのは「同條の許可」と、「当該労働者の募集の業務」とあるのは「当該労働者供給事業の全部若しくは一部」と読み替えるものとする。

(指針)

第四十八條 厚生労働大臣は、第三條、第五條の三、第五條の四、第三十三條の六及び第四十二條に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十八条の四 特定地方公共団体、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合には、当該特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から供給される労働者は、厚生労働大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

② (略)

(報告及び検査)

第五十条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業者を行う者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業者を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは労働者供給事業者を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。

② 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業者を行う者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業者を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは労働者供給事業者を行う者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十八条の四 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合には、当該職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から供給される労働者は、厚生労働大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

② (略)

(報告及び検査)

第五十条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業者、労働者の募集又は労働者供給事業者を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。

② 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業者、労働者の募集又は労働者供給事業者を行う者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

③・④ (略)

第五十一条の二 特定地方公共団体、第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下この条において「特定地方公共団体等」という。）並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び特定地方公共団体等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。特定地方公共団体等並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び特定地方公共団体等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

③・④ (略)

第五十一条の二 第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下この条において「無料職業紹介事業者等」という。）並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条）</p> <p>第八章 雑則（第三十三条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）<u>、同法の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者をいう。</u></p> <p>第七章 国と地方公共団体との連携等</p> <p>（国と地方公共団体との連携）</p> <p>第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第三十一条―第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）<u>及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。</u></p> <p>第七章 雑則</p> <p>（国と地方公共団体との連携）</p> <p>第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。</p>

の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

(要請)

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たつては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八章 雑則

第三十三条～第三十八条 (略)

(新設)

(新設)

第三十二条～第三十七条 (略)

(罰則)

第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 (略)

(新設)

(罰則)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 (略)



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令(法務・厚生労働一)
- 職業安定法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働一四二)

(告 示)

- 雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を廃止する件(厚生労働三二〇)
- 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容的確かな表示等に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する告示(同三二一)
- 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する件(環境七九)

(公 告)

- 諸事項
- 破産、免責関係
- 特殊法人等

独立行政法人統計センター平成二十七年財務諸表、全国社会保険労務士会連合会平成二十七年年度の決算、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の不動産に関する権利の登記を嘱託する場合の職員の指定公告の一部改正、独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係地方公共団体
 行旅死亡人関係
 会社その他
 会社決算公告

省

令

○法務省令第二号
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)第十七条第四号ロの規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十八年八月十九日
 法務大臣 金田 勝年
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令
 法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十七年法務省令第一号)の一部を次のように改正する。
 第五号中「第三十八条第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十八条第二項」を「第四十条第二項」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。
 ○厚生労働省令第四百二十二号
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、職業安定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十八年八月十九日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令
 (職業安定法施行規則の一部改正)
 第一条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第五項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。
- 第四条の三第三項中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。
- 第四条の四中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体又は職業紹介事業者」を加える。
- 第十一条中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体及び」を加える。
- 第十七条の四の次に次の四条を加える。

(法第二十九条に関する事項)
 第十七条の五 法第二十九条第二項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

- 一 特定地方公共団体の名称
 - 二 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
 - 三 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
 - 四 担当者の職名、氏名及び電話番号
 - 五 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関(以下「取次機関」という)を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容
 - 六 地方公務員法第三十八条の六第一項(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十条の二において準用する場合を含む)に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨
 - 七 法第二十九条第三項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等
- 2 特定地方公共団体は、前項各号に掲げる事項(特定地方公共団体が取次機関を利用しなくなった場合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

様式紙(第 4 号) 様式第 6 号 (第 4 面)

4 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに 1 から 6 まで及び 8 の全文並びに 7 の「第 33 条第 4 項において準用する」を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに 1 から 6 まで及び 8 の全文並びに 7 の「第 33 条第 3 項において準用する」を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに 1 から 6 まで及び 8 の全文並びに 7 の「第 33 条第 4 項において準用する」を抹消すること。

- (4) ⑩欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。
 - (例) 職業
 - (イ) 事務的職業、会社・団体の役員、飲食調理の職業、林業の職業など
 - (例) 地域
 - (ロ) 国内、大阪府、中部地方など
 - (例) その他

- (イ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者など
- (ロ) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号) 第 11 条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。
- (ハ) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を◎変更前の欄にも記載すること。

様式紙(第 5 号) 様式第 6 号 (第 5 面)

5 特別の法人無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」を抹消し、並びに 1 から 7 までの全文を抹消すること。

- 6 ①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 7 ②欄には、申請者又は届出者の氏名(法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

8 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

9 ④欄には、氏名(個人)又は名称(法人又は団体における名称)を記載すること。

10 ⑤欄には、事業所の所在地(法人にあっては主たる事務所の所在地)を記載すること。

11 ⑥欄には、変更(廃止)事項について、変更(廃止)した年月日を記載すること。

12 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれを変更のないものに係る部分については抹消すること。

13 ⑦欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

14 職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業変更届出書における記載方法
新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を◎欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

⑩欄に事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。⑩欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑩欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

様式紙(第 11 号) 「第 33 条の 3 第 2 項及び第 33 条の 4 第 2 項」及び「第 33 条の 3 第 2 項」における

様式紙(第 12 号) 中「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」並びに「3 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第 33 条の 4 第 2 項において準用する同法第 32 条の 8 第 1 項の規定により届出します。」

様式紙(第 13 号) 中「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」並びに「3 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第 33 条の 4 第 2 項において準用する同法第 32 条の 8 第 1 項の規定により届出します。」

様式紙(第 14 号) 中「労働者の募集又は」及び「を行う者(第 29 条第 1 項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは」

様式紙(第 15 号) 中「労働者の募集又は」及び「を行う者(第 29 条第 1 項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは」

様式紙(第 16 号) 中「労働者の募集又は」及び「を行う者(第 29 条第 1 項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは」

様式第二十九号(第一画)中「又は職業紹介事業者」を「地方公共団体又は職業紹介事業者」及び「職業紹介事業者の名称」を「地方公共団体又は職業紹介事業者の名称」に改める。

様式第二十九号(第二画)初頭の「職業紹介事業者から」を「地方公共団体又は職業紹介事業者から」及び「その職業紹介事業者」を「その地方公共団体又は職業紹介事業者」に改め、「なお」を「」に改める。

「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをい、と定める。

様式第三十三号(二)の「(第一画)中「職業紹介事業者紹介」を「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正)

第五条 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十八年厚生労働省令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二十二号の三の改正規定を次のように改める。

様式第22号の3 (第55条の5(別添)) (第2面)

注意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
 - 2 申告は正しくすること。申告しななければならない事務を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の給付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
 - 3 1欄及び2欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回安定所に来所した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいうものであること。
 - 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもので(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賞金などの報酬がなくても就職又は就労したこととなるものであること。
 - 5 2欄の「ア 求職活動をした」に○印を付けた人は、(1)の(ア)～(エ)により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(イ)～(エ)の職業紹介事業者、派遣元事業者、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号を併せて記載すること。
また、(2)には、(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載し、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
 - 6 3欄の「イ 応じられない」に○印を付けた人は、下記の(ア)～(オ)の中からその理由を選んで3欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
 - (ア) 病氣やけがなど健康上の理由
 - (イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、家事の都合のため)
 - (ウ) 就職したため又は就職予定があるため
 - (エ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
 - (オ) その他
- なお、(オ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の()内に具体的に記載すること。

- 7 高齢受給資格者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七百八十八条の六第二号中「労働者派遣事業の」の下に「通知」を加える。

(青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則)

第七条 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則(平成二十七年厚生労働省令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第一号中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体(職業安定法第四條第七項に規定する特定地方公共団体をいう。第九條第一号において同じ。)」を加え、「職業安定法第四條第七項」を「同法第四條第八項」に、「第九條第一号イ」を「第九條第一号」に改める。

第九條第一項第一号イ及びロ中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。

(職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の職業安定法施行規則の様式によるものとする。

2 この省令の施行の際現に旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するものとする。

(雇用対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に締結された第二条の規定による改正前の雇用対策法施行規則(次項及び第三項において「旧規則」という。)附則第九條第一項の規定による協定については、この省令の施行の日(次項において「施行日」という。)の第二條の規定による改正後の雇用対策法施行規則(第三項において「新規則」という。)第十三條の第三項の規定により締結されたものとする。

2 施行日前にされた旧規則附則第九條第二項の規定による指示については、なお従前の例によるものとする。

3 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、新規則の様式によるものとする。

4 この省令の施行の際現に旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するものとする。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとする。

2 この省令の施行の際現に旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するものとする。

告 示

○厚生労働省令第三百二十号

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第百四十二号)の施行に伴い、雇用対策法施行規則附則第九條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事(平成二十四年厚生労働省令第百八十五号)は、平成二十八年八月十九日限り廃止する。

平成二十八年八月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

改正案	現行
<p>（法第四条に関する事項）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 法第四条第九項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（法第五条の五に関する事項）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、法第五条の五ただし書の規定により求人者の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。</p> <p>（法第五条の六に関する事項）</p> <p>第四条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が法第五条の六第一項ただし書の規定により求職の申込みを受理しないときは、その理由を求職者に説明しなければならない。</p>	<p>（法第四条に関する事項）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 法第四条第八項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（法第五条の五に関する事項）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公共職業安定所又は職業紹介事業者が、法第五条の五ただし書の規定により求人者の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。</p> <p>（法第五条の六に関する事項）</p> <p>第四条の四 公共職業安定所が法第五条の六第一項ただし書の規定により求職の申込みを受理しないときは、その理由を求職者に説明しなければならない。</p>

(法第十五条に関する事項)

第十一条 標準職業名、職業解説及び職業分類表は、職業安定局長が、雇用主、労働者及び職業につき学識、経験ある者の中から意見を聞き、あらゆる職業にわたり、かつ、公共職業安定所、特定地方公共団体及び各種施設並びに職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び労働者供給事業者に共通して広く使用できるようこれを作成するものとする。

(法第二十九条に関する事項)

第十七条の五 法第二十九条第二項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

- 一 特定地方公共団体の名称
- 二 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
- 三 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
- 四 担当者の職名、氏名及び電話番号
- 五 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関(以下「取次機関」という。)を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容
- 六 地方公務員法第三十八条の六第一項(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十条の二において準用する場合を含む。)に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認め

(法第十五条に関する事項)

第十一条 標準職業名、職業解説及び職業分類表は、職業安定局長が、雇用主、労働者及び職業につき学識、経験ある者の中から意見を聞き、あらゆる職業にわたり、かつ、公共職業安定所、各種施設並びに職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び労働者供給事業者に共通して広く使用できるようこれを作成するものとする。

(新設)

られる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨

七 法第二十九条第三項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合に於ける当該取扱職種の範囲等

2 特定地方公共団体は、前項各号に掲げる事項（特定地方公共団体が取次機関を利用しなくなった場合に於ては、同項第五号に掲げる事項を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

（法第二十九条の二に関する事項）

第十七条の六 法第二十九条の二の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

- 一 無料の職業紹介事業を廃止した年月日
- 二 無料の職業紹介事業を廃止した理由

（法第二十九条の四に関する事項）

第十七条の七 法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。第二十四条の五第一項において同じ。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

2 法第二十九条の四の規定による明示は、求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わな

（新設）

（新設）

なければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（以下この項及び次項並びに第二十四条の五において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項並びに第二十四条の五第三項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

3

前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。

(法第二十九条の五に関する事項)

第十七条の八 法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第四条第十項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供する情報として適切でない）と認められるものを除く。）とする。

2 法第二十九条の五の厚生労働省令で定める方法は、書面の提出による提供とする。

3 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあるとき、当該特定地方公共団体に対し、法第二十九条の五の規定による情報の提供を停止することができる。

(法第三十条に関する事項)

第十八条 (略)

2 法第三十条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、他に事業を行つている場合における当該事業の種類及び内容並びに取次機関を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

3
3
10 (略)

(新設)

(法第三十条に関する事項)

第十八条 (略)

2 法第三十条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、他に事業を行つている場合における当該事業の種類及び内容並びに法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

3
3
10 (略)

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報及び求職者の個人情報に関する事項とする。

2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人者の申込み又は求職者の申込みを受理した後、速やかに、第十七条の七第二項各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

(削る)

(削る)

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報(職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報に関する事項とする。

2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人者の申込み又は求職者の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項(以下この項及び次項において「明示事項」という。)をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織(書面交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。))の使用に係る電子計算機と、書面被交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。))の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(書面被交付者がフ

職管理簿」と読み替えるものとする。

(削る)

数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と読み替えるものとする。

(法第三十三条の四に関する事項)

第二十五条の四 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第五項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の四第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした地方公共団体について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 法第三十三条の四第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 事業所ごとの個人情報及び秘密の保持に関する規程
- 二 事業所ごとの業務の運営に関する規程
- 三 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書
- 四 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
- 五 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類

(法第三十三條の六に関する事項)

第二十六條 法第三十三條の六の規定により厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面で行うものとする。

(法第五十條に関する事項)

第三十三條 厚生労働大臣は、法第五十條第一項の規定により、職業紹介事業を行う者(法第二十九條第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 (略)

(法第六十條に関する事項)

第三十七條 (略)

一 (略)

二 法第三十二條の八第一項(法第三十三條第四項及び法第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所所在地を管轄する都道府県労働局長

六 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類

(法第三十三條の七に関する事項)

第二十六條 法第三十三條の七の規定により厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面で行うものとする。

(法第五十條に関する事項)

第三十三條 厚生労働大臣は、法第五十條第一項の規定により、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 (略)

(法第六十條に関する事項)

第三十七條 (略)

一 (略)

二 法第三十二條の八第一項(法第三十三條第四項、法第三十三條の三第二項及び法第三十三條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

三 法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項及び法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

四 法第三十二条の十二第三項（法第三十三条第四項及び法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による取扱職種の変更の命令に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五・六 （略）

七 法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係るものについては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長、同項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業又は労働者供給事業に係るものについては、当該職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者の主たる事務所及び当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長、労働者の募集に係るものについては、募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この項において「管轄都道府県労働局長」という。）

八・九 （略）

2・3 （略）

三 法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

四 法第三十二条の十二第三項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による取扱職種の変更の命令に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五・六 （略）

七 法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限 第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係るものについては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長、第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業又は労働者供給事業に係るものについては、当該職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長、労働者の募集に係るものについては、募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この項において「管轄都道府県労働局長」という。）

八・九 （略）

2・3 （略）

(法第六十一条に関する事項)

第三十八条 法第二十九条第二項の規定並びに第十七条の五第一項及び第二項並びに第十七条の六の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、特定地方公共団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。ただし、第十七条の五第二項の規定により厚生労働大臣に提出する書類のうち、同条第一項第一号に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

2 | 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、職業紹介事業若しくは労働者供給事業を行う者の主たる事務所又は募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（法第三十三条の二第一項の規定による届出をして行う職業紹介事業にあつては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長）を経由して提出するものとする。ただし、法第二十九条、法第二十九条の二、法第三十二条の四第三項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、法第三十二条の七第一項若しくは第四項（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第三項（第二十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を含む。）

(法第六十一条に関する事項)

(新設)

第三十八条 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、職業紹介事業若しくは労働者供給事業を行う者の主たる事務所又は募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（法第三十三条の二第一項の規定による届出をして行う職業紹介事業にあつては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長）を経由して提出するものとする。ただし、法第三十二条の四第三項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、法第三十二条の七第一項若しくは第四項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項又は法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第三項（第二十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を含む。）

のうち、法第三十条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

3|
(略)

のうち、法第三十条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項又は法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

2|
(略)

改正案	現行
<p>（要請等）</p> <p>第十三条の二 地方公共団体の長は、法第三十二条第一項の要請（以下この条及び次条において「措置要請」という。）をするときは、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。</p> <p>2 措置要請を行った地方公共団体の長（第四項において「要請地方公共団体の長」という。）は、法第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公共団体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。</p> <p>3 前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。</p> <p>4 厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たつては、措置要請の内容及び、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意</p>	<p>（新設）</p>

見を聴いて選定するものとする。

一 学識経験者

二 措置要請に係る地方公共団体

三 その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

(協定の締結等)

第十三条の三 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所（次項において「管轄公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定（以下「雇用対策協定」という。）を締結することができる。

2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の

(新設)

関係者により構成される協議会を組織することができる。

(報告等)

第十四条 厚生労働大臣は、法第三十四条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。

2 法第三十四条第二項の証明書は、様式第四号による。

(権限の委任)

第十五条 法第三十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第三項に規定する厚生労働大臣の権限

二 法第三十二条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限

三 法第三十三条に規定する厚生労働大臣の権限

四 法第三十四条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

五 法第三十五条に規定する厚生労働大臣の権限

2 前項(第二号に係る部分を除く。)の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十

(報告等)

第十四条 厚生労働大臣は、法第三十三条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。

2 法第三十三条第二項の証明書は、様式第四号による。

(権限の委任)

第十五条 法第三十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第三項に規定する厚生労働大臣の権限

(新設)

二 法第三十二条に規定する厚生労働大臣の権限

三 法第三十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

四 法第三十四条に規定する厚生労働大臣の権限

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七條第一項及び第二項、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項並びに第三十四條に規定する事業主又は国若

五条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

3 第十三条の二第四項第三号に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則

(削る)

しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

(新設)

附則

(都道府県知事との協定の締結等)

第九条 厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この条において同じ。）と、当該都道府県内の一の公共職業安定所（以下この条において「協定公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県の都道府県労働局長（以下この条において「協定都道府県労働局長」という。）が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。

2 都道府県知事は、前項の協定の実施のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることが出来る。

3 協定都道府県労働局長は、前項の指示の内容について、法令又は
予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業
安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該
業務に反映させるような必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県知事は、前項の場合に該当しないと認める場合であつて
、協定都道府県労働局長が第二項の指示の内容について前項の措置
を講じないときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に
対して当該指示の内容について同項の措置を講ずるよう命ずること
を要請することができる。

職 発 0819 第 2 号
平成 28 年 8 月 19 日

各
〔 都道府県知事 〕
〔 指定都市市長 〕 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律の一部（職業安定法の一部改正）の施行について

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 47 号。以下「第 6 次地方分権一括法」という。）につきましては、平成 28 年 3 月 11 日に第 190 回国会へ法案が提出され、同年 5 月 13 日に可決成立し、5 月 20 日に公布されました（以下、第 6 次地方分権一括法による改正後の職業安定法を「安定法」という。）。

今般、平成 28 年 8 月 20 日に第 6 次地方分権一括法の一部が施行されることに伴い、職業安定法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 142 号。以下「改正省令」という。）が平成 28 年 8 月 19 日に公布され、同年 8 月 20 日に施行されます（以下、改正省令による改正後の職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）を「安定則」という。）。

安定法及び安定則の趣旨及び内容等につきましては下記のとおり通知しますので、十分御了知の上、御配慮をお願いします。

また、本通知を管内市区町村（指定都市を除く。）にも速やかに周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言（第 1 から第 9 まで）及び資料の提出の要求（第 10）であることを申し添えます。

記

第 1 安定法改正の趣旨

公共職業安定所業務の事務・権限の移譲等につきましては、内閣府に設置された「地方分権改革有識者会議雇用対策部会」において、その在り方が検証された結果、平成 27 年 11 月 20 日に報告書が取りまとめられ、その内容を踏まえて、同年 12 月 22 日に「平成 27

年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたところです。

第6次地方分権一括法は、当該閣議決定を踏まえ、地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料の職業紹介事業を実施できることとし、国への届出義務、民間の職業紹介事業者と同列に課されている各種の規制及び国による監督を廃止すること等を内容とするものです。

なお、第6次地方分権一括法による雇用対策法（昭和41年法律第132号）の一部改正につきましては、平成28年8月19日付け職発0819第4号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部（雇用対策法の一部改正）の施行について」のとおり通知していますので御確認をお願いします。

第2 主な改正内容等

1 定義

無料の職業紹介事業を行う地方公共団体を「特定地方公共団体」と定義します（安定法第4条第7項）。

2 地方公共団体の行う職業紹介

地方公共団体の行う無料の職業紹介事業に係る規定は、職業安定機関及び職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る規定とは独立して規定します（安定法第2章の2）。

（1）届出義務の廃止

第6次地方分権一括法による改正前の職業安定法（以下「旧法」という。）第33条の4に基づく無料の職業紹介事業を行う場合の地方公共団体による厚生労働大臣への届出義務を廃止します。

また、旧法第33条の4第2項において準用する旧法第32条の8第1項の規定に基づく事業の廃止の届出についても廃止します。

（2）厚生労働大臣への通知

特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行う旨を厚生労働大臣に通知しなければならないこととします（安定法第29条第2項）。

安定法第29条第2項の規定による通知は、無料の職業紹介事業を開始した後に通知することも認められます。

同項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、

- ① 特定地方公共団体の名称
- ② 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
- ③ 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
- ④ 担当者の職名、氏名及び電話番号
- ⑤ 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容
- ⑥ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第50条の2において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の

職業紹介事業を行う場合は、その旨

⑦ 安定法第 29 条第 3 項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等

を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければなりません（安定則第 17 条の 5 第 1 項）。

また、旧法第 33 条の 4 第 1 項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っている地方公共団体につきましては、安定法第 29 条第 2 項の規定による通知をしたものとみなします（第 6 次地方分権一括法附則第 3 条第 1 項）。

なお、取扱職種の範囲等につきましては、厚生労働省において運営する人材サービス総合サイトで公表することとしていることに留意をお願いします。

特定地方公共団体は、①～⑦の事項（⑤の取次機関を利用しなくなった場合の当該取次機関の名称、住所及び事業内容を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければなりません（安定則第 17 条の 5 第 2 項）。

また、特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に対し通知しなければなりません（安定法第 29 条の 2）。

安定法第 29 条の 2 の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、

① 無料の職業紹介事業を廃止した年月日

② 無料の職業紹介事業を廃止した理由

を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければなりません（安定則第 17 条の 6）。

安定法第 29 条の規定による通知（安定則第 17 条の 5 第 1 項の通知及び同条第 2 項の変更の通知）及び安定法第 29 条の 2 の規定による通知は、任意の様式により行うことができますが、通知事項を記載した様式をそれぞれ参考様式第 1 号から第 3 号として添付します。

(3) 取扱職種の範囲等の設定

特定地方公共団体は、旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 12 第 2 項と同様に、取扱職種の範囲等（その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲）を定めることができ（安定法第 29 条第 3 項）、その場合、安定法第 5 条の 5 及び第 5 条の 6 第 1 項の規定は、その範囲内に限り適用します（安定法第 29 条第 4 項）。

(4) 取扱職種の範囲等の明示等

特定地方公共団体は、旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 13 と同様、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項その他無料の職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければなりません（安定法第 29 条の 4）。

安定法第 29 条の 4 の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とします（安定則第 17

条の7第1項)。

安定法第29条の4の規定による明示は、原則として、求人又は求職の申込みを受理した後、速やかに、書面の交付又は電子情報処理組織(電子メール等であって書面の交付を受ける者がこれを希望する場合に限る。)による方法によります(安定則第17条の7第2項)。

(5) 公共職業安定所による情報提供

公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対して、求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方法その他厚生労働省令で定める方法により提供します(安定法第29条の5)。

これは、平成27年9月7日より本格運用を開始した公共職業安定所の求人情報のオンライン提供及び平成28年3月22日より運用を開始した求職情報の提供と同様の取組みですが、当該取組みを法的に位置づけることとしたものです。

安定法第29条の5の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの(当該求職者の安定法第4条第10項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等安定法第29条の5の規定に基づき提供する情報として適切でないと認められるものを除く。)とします(安定則第17条の8第1項)。

提供の対象としない情報について、具体的には、求職者の個人情報のほか、家族の状況(配偶者の有無、扶養家族の人数及び就業上留意を要する家族の有無)や仕事をする上で身体上注意する点、退職(予定)の理由等、情報提供の初期段階で提供することが適切でないと考えられるものです。

安定法第29条の5の厚生労働省令で定める方法は書面の提出による提供とします(安定則第17条の8第2項)。

公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあると認めるときは、当該特定地方公共団体に対し、安定法第29条の5の規定による情報の提供を停止することができます(安定則第17条の8第3項)。

なお、ここでいう「適切に取り扱うことができないおそれがある」とは、例えば求人情報及び求職情報のオンライン提供に係る利用規約に違反する場合等が該当します。

(6) 特定地方公共団体に対する規制、厚生労働大臣による監督

特定地方公共団体につきましては、旧法第33条の4の規定により届出をして無料の職業紹介事業を行う地方公共団体に対して課せられていた規制のうち、

- ①旧法第33条の4第2項において準用する旧法第30条第3項の規定に基づく事業計画書等の書類の添付義務、
- ②旧法第33条の4第2項において準用する旧法第32条の14の規定に基づく職業紹介責任者の選任義務、

- ③旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 15 の規定に基づく帳簿の備付け義務、
- ④旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 16 の規定に基づく事業報告書の提出義務

を課さないこととし、また、厚生労働大臣による監督のうち、

- ⑤旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 9 第 2 項の規定に基づく事業停止命令、
- ⑥旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 12 第 3 項の規定に基づく取扱職種の種類等の変更命令、
- ⑦旧法第 33 条の 7 の規定に基づく労働力の需給調整に係る厚生労働大臣の指導等、
- ⑧旧法第 48 条の規定に基づく厚生労働大臣が定める指針、
- ⑨旧法第 48 条の 2 の規定に基づく厚生労働大臣による指導・助言、
- ⑩旧法第 48 条の 3 の規定に基づく厚生労働大臣による改善命令、
- ⑪旧法第 50 条の規定に基づく国による報告及び検査

を対象外とします。

一方、存置された規定及び旧法に基づく規定と同旨の規定として新設された規定(以下「存置等された規定」という。)は、

- ①安定法第 3 条の規定に基づく均等待遇の原則に係る規定、
- ②安定法第 5 条の 2 の規定に基づく職業安定機関と職業紹介事業者等との協力に係る規定、
- ③安定法第 5 条の 3 の規定に基づく求職者に対する労働条件等の明示義務に係る規定、
- ④安定法第 5 条の 4 の規定に基づく求職者等の個人情報の取扱いに係る規定、
- ⑤安定法第 5 条の 5 の規定に基づく求人の申込みに係る規定、
- ⑥安定法第 5 条の 6 の規定に基づく求職の申込みに係る規定、
- ⑦安定法第 5 条の 7 の規定に基づく求職者の能力に適合する職業の紹介等に係る規定、
- ⑧安定法第 29 条の 8 において準用する安定法第 20 条の規定に基づく労働争議への不介入に係る規定、
- ⑨安定法第 29 条の 3 の規定に基づく名義貸しの禁止に係る規定、
- ⑩安定法第 29 条の 4 の規定に基づく取扱職種の種類等の明示義務に係る規定、
- ⑪安定法第 29 条の 7 の規定に基づく職業安定機関との連携に係る規定、
- ⑫安定法第 51 条の 2 の規定に基づく、特定地方公共団体及び特定地方公共団体の業務に従事する者は、業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報をみだりに他人に知らせてはならないことに係る規定(同条の厚生労働省令で定める者とは、法人である雇用主(安定則第 34 条))。

です。

これら存置等された規定につきましては、公共職業安定所にも同様の義務等が課さ

れており、職業紹介事業を行う者として当然に課されるべきであること、労働者の保護のために必要であること及び無料の職業紹介事業の柔軟な実施のために必要であることを理由に存置等されたものです。

厚生労働大臣が安定法に基づき特定地方公共団体に対する行政指導等を行うことはありませんが、必要に応じ、地方自治法第 245 条の 4 に基づく資料の提出の要求、同法第 245 条の 5 の規定に基づく是正の要求等を行うこととなります。

第 3 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容的確な表示等に関して適切に対処するための指針について

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号）につきましては、特定地方公共団体は適用対象外ですが、当該指針は職業紹介事業の運営に当たり職業紹介事業者が適切に対処するために必要な事項等を定めたものであり職業紹介事業の利用者を保護するため等の観点から、自治事務としての無料職業紹介上も重要であると思われるため、当該指針の規定内容について適切に対応していただくようお願いします。

（参考）平成 11 年労働省告示第 141 号のうち、特定地方公共団体に適切に対応していただきたい事項

（※）なお、第 5 の 4 につきましては、地方公共団体が第三者に委託して実施する場合に、当該委託先が職業安定法に基づく許可を取得している必要があるとの趣旨であり、地方公共団体が当該業務を行う場合には許可の取得は不要です。

（※）また、第 5 の 6 につきましては、特定地方公共団体が雇用関係助成金の取扱いを希望する場合、従前どおり職業安定局長の定める項目について同意する旨の同意書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長宛て提出する必要があるので御留意ください。

第 2 法第 3 条に関する事項（均等待遇）

1 差別的な取扱いの禁止

職業紹介事業者、労働者供給事業者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する派遣元事業主（以下「職業紹介等事業者」という。）は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

また、職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、求職者又は供給される労働者が法第 48 条の 4 第 1 項に基づく厚生労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

2 募集に関する男女の均等な機会の確保

職業紹介事業者及び労働者供給事業者が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の

確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第5条の規定に違反する内容の求人の申込みを受理して当該求人に対して職業紹介を行い、又は同条の規定に違反する募集に対して労働者を供給することは法第3条の趣旨に反するものであること。

第3 法第5条の3及び第42条に関する事項（労働条件等の明示及び募集内容の的確な表示）

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、法第5条の3第1項の規定に基づき、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下「求職者等」という。）に対し、その者が従事すべき業務の内容及び労働条件（以下「労働条件等」という。）を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

- 1 明示する労働条件等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。
- 2 求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、労働条件等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。
- 3 求職者等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
- 4 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。
- 5 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。
- 6 明示する労働条件等の内容が労働契約締結時の労働条件等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、労働条件等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。

第4 法第5条の4に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い）

1 個人情報の収集、保管及び使用

- (1) 職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報（1及び2において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

- (2) 職業紹介事業者等は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。
- (3) 職業紹介事業者等は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類により提出を求めること。
- (4) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。

2 個人情報の適正な管理

- (1) 職業紹介事業者等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。
 - イ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
 - ロ 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置
 - ハ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
 - ニ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置
- (2) 職業紹介事業者等が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。
- (3) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。
 - イ 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項
 - ロ 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項
 - ハ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項
 - ニ 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項
- (4) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

第5 法第33条の5に関する事項（職業紹介事業者の責務）等

2 求職者の能力に適合する職業の紹介の推進

職業紹介事業者は、求職者の能力に適合した職業紹介を行うことができるよう、求職者の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人の確保に努めること。

3 求職者等からの苦情の適切な処理

職業紹介事業者等は、職業安定機関、特定地方公共団体及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

4 職業紹介事業に係る適正な許可の取得

求人者に紹介するため求職者を探索した上当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、職業紹介事業に含まれるものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可を取得する必要があること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、職業紹介を行う事業は職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可を取得する必要があること。

5 再就職支援を行う職業紹介事業者に関する事項

- (1) 事業主の依頼に応じて、その雇用する労働者に対し再就職支援を行う職業紹介事業者（以

下「再就職支援事業者」という。)が、直接当該労働者の権利を違法に侵害し、又は当該事業主による当該労働者の権利の違法な侵害を助長し、若しくは誘発する次に掲げる行為を行うことは許されないこと。

イ 当該労働者に対して、退職の強要（勸奨を受ける者の自由な意思決定を妨げる退職の勸奨であって、民事訴訟において違法とされるものをいう。以下同じ。）となり得る行為を直接行うこと。

ロ 退職の強要を助長し、又は誘発するマニュアル等を作成し事業主に提供する等、退職の強要を助長し、又は誘発する物又は役務を事業主に提供すること。

(2) 再就職支援事業者が次に掲げる行為を行うことは不適切であること。

イ 当該労働者に対して、退職の勸奨（退職の強要を除く。）を直接行うこと。

ロ 事業主に対して、その雇用する労働者に退職の勸奨を行うよう積極的に提案すること。

6 助成金の支給に関する条件に同意した職業紹介事業者に関する事項

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の5第2項第1号イ(4)、第110条第2項第1号イ及び第7項第1号イ、第110条の3第1項第1号、第112条第2項第1号ハ、第2号ハ及び第3号イ(3)、第118条の3第2項第1号イ、第4項第1号イ及び第9項第1号並びに附則第15条の5第2項第1号イ及び第17条の4の4第1項第1号の規定に基づき助成金の支給に関し職業安定局長が定めることとされている条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守すること。

7 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第20条第1項に規定する理由の適切な提示

職業紹介事業者、募集受託者及び労働者供給事業者は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和46年労働省令第24号）第6条の5第2項各号に掲げる書面又は電磁的記録により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第20条第1項に規定する理由の提示を受けたときは、当該理由を求職者等に対して、適切に提示すべきこと。

第4 その他特定地方公共団体の無料の職業紹介事業の実施に当たっての留意点

特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を実施するに当たり、次の1から3についても十分に留意をするようお願いします。

1 苦情処理に関する事項

(1) 特定地方公共団体は、求職者、求人者からの苦情について、あらかじめ苦情相談の窓口、苦情の対応方法等を明確にするとともに、苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容、対応の経過等について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度記録すること等により適切かつ迅速に対応を図ってください。

(2) 特定地方公共団体は、求職者、求人者からの苦情について、苦情の具体的な内容及び具体的な問題点の把握に努めるとともに、求人者等関係者との連携の下に、適切かつ迅速に対応を図ってください。

(3) 特定地方公共団体は、関係法令に照らし違法又は不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情について関係行政機関等との連携の下に、適切かつ迅速に対応してください。

- (4) 特定地方公共団体は、当該職業紹介事業を実施する施設（以下「職業紹介所」という。）の職業紹介行為等に関する苦情の申し出先として、当該職業紹介所の管轄都道府県労働局及び専門的な相談援助を行うことができる知識・経験を有する団体の名称・所在地・電話番号についても、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示するとともに、パンフレット等を活用して周知に努めてください。
- (5) 特定地方公共団体は、当該職業紹介所に係る求職者、求人者から苦情の申出を受けた管轄都道府県労働局、専門的な相談援助を行うことができる知識・経験を有する団体等から苦情に関する連絡を受けた場合には、求職者、求人者等から直接苦情を受けた場合と同様に、適切かつ迅速に対応してください。
- (6) 特定地方公共団体は、適切かつ迅速に苦情処理を行うことができるよう、関係法令、苦情処理の具体例等苦情処理に必要な知識・情報の収集に努めるとともに、苦情処理を行った場合には、当該苦情処理の対応の内容や問題点について整理し、その後の苦情処理への対応に活用するよう努めてください。

2 個人情報について

特定地方公共団体において取扱いに留意することが必要である「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいうものであります。（安定法第4条第10項）

なお、安定法第5条の4の対象は、求職者の個人情報に限定されているが、求職者以外の者の個人情報（例：求人者の担当者の個人情報、職業紹介事業者の労働者の個人情報等）もその取扱いに十分留意いただく必要があります。

3 その他

- (1) 特定地方公共団体は、他の職業紹介機関を利用しないことを条件として職業紹介サービスを行ってはならないものです。
- (2) 特定地方公共団体は、職業紹介事業に関する広告を行う場合、職業紹介所である旨を明示してください。
- (3) 特定地方公共団体は、外部の会場を活用しての無料職業紹介の実施等、事業所外において無料の職業紹介を実施することも認められます。この趣旨は、特定地方公共団体が外部会場を利用した就職面接会等を開催する場合に、当該面接会等の会場で無料の職業紹介を実施することを認めることにあります。このため、少なくとも一の事業所を有する必要があり、また、通知された事業所以外の場所を恒常的に利用して無料の職業紹介事業を行う場合には通知する必要があります。

第5 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針について

青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第7条の規定に基づく「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(平成27年厚生労働省告示第406号)は無料の職業紹介

事業を行う地方公共団体に適用されていましたが、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（以下「事業主等指針」という。）に名称が改正され、特定地方公共団体にも適用されます。特に、事業主等指針第4の5において、「学校卒業見込者等の適職選択の観点から、特定地方公共団体及び職業紹介事業者においても、法第11条に規定する公共職業安定所における求人の不受理に準じた取組を進めるため、職業安定法第5条の5の規定の趣旨及び求職者の就業機会の確保に留意しつつ、法第11条に基づき公共職業安定所が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、職業安定法第29条第3項、第32条の12第1項（同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）又は同法第33条の2第5項に規定する職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行うことが望ましいこと」とされており、特定地方公共団体もこの取扱いとすることが望まれます。具体的には、例えば「若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない」といった取扱職種の範囲等を定めることが望まれます。

また、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、特定地方公共団体が受け付けた求人について、特定地方公共団体から公共職業安定所への情報提供に基づき、公共職業安定所の求人として受理することとされており、当該提供を受けた公共職業安定所が自らの求人として受理する際には、公共職業安定所として適正な求人であるか否か等について確認を行うこととしています。特定地方公共団体から公共職業安定所へ情報提供した当該求人が公共職業安定所で掲載されているか否かについて確認が必要な場合は、当該安定所に問い合わせるようお願いいたします。

これに加え、特定地方公共団体における求人の適正な取扱いを支援するために、下記第6の研修において、公共職業安定所における求人受理の手法等について必ず盛り込むこととし、特定地方公共団体と協力して、地域全体の求人の適正化に取り組むこととしています。

第6 公共職業安定所による特定地方公共団体への協力等

1 特定地方公共団体への支援

特定地方公共団体が適正な無料の職業紹介事業を実施するために、職業紹介の実績とノウハウをもつ公共職業安定所の協力が有用です。

このため、特定地方公共団体からの要望に応じ、都道府県労働局又は公共職業安定所は、

- (1) 職業紹介事業に係る研修資料の提供
- (2) 地方公共団体が実施する研修への講師派遣
- (3) 都道府県労働局及び公共職業安定所が実施する国の相談員を対象とした各種研修への地方自治体職員等の受講勧奨（特定地方公共団体が行う無料の職業紹介事業の効果的な実施につながるものに限る。）

を積極的に行うとともに、上記の支援を行うことができることについて、管内の地方公共団体（特定地方公共団体以外の地方公共団体を含む。）に対し、様々な機会を捉えて周知を行います。

また、特定地方公共団体が、自らの職員の無料の職業紹介事業に関する研鑽を深める等の目的で、都道府県労働局又は公共職業安定所との人事交流を希望する場合には、可能な限りこれに協力しますので、実施の要望があれば都道府県労働局に相談するようお願いいたします。

2 特定地方公共団体からの公共職業安定所への求人の提供

特定地方公共団体が自ら受理した求人について、求人者が公共職業安定所に提供することを希望する場合には、当該公共職業安定所においてこれを受け、当該求人者に連絡をした上で、求人として受理し、ともに充足に努めることとしているため、提供の希望がある場合には、地方公共団体の主たる事務所を管轄する労働局（以下「管轄労働局」という。）又は最寄りの公共職業安定所への連絡をお願いいたします。

3 特定地方公共団体における雇用保険業務等の実施

特定地方公共団体が無料の職業紹介を実施する施設において、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 15 条の規定による雇用保険の失業の認定に係る業務、雇用保険受給資格者に公共職業訓練等の受講を指示する業務、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 12 条の規定による職業訓練の受講支援に係る業務、各種雇用関係助成金の支給等に係る手続きの実施を希望する場合には、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、管轄労働局として対応の在り方を個別に検討し、調整いたしますので、管轄労働局に連絡をお願いいたします。

第 7 職業紹介責任者講習会

第 2（6）のとおり、特定地方公共団体は職業紹介責任者の選任を義務付けられていないため、特定地方公共団体が行う無料の職業紹介事業に従事する職員が職業紹介責任者講習会を受講する必要はありません。

他方で、職業紹介責任者講習会では、職業安定法及び関係法令の概要並びに過去 5 年間の制度改正の概要等、職業紹介事業を適正に実施するに当たり必要な知識等を得ることができるため、積極的な御活用をお願いいたします。

第 8 地方公共団体が職業紹介事業を民間の職業紹介事業者等に委託して実施する場合の取扱い等について

1 概要

第 6 次地方分権一括法は、地方公共団体が公的な機関であることを踏まえ、旧法に基づく規制の一部及び国による監督を廃止しても労働者にとって不利益となる中間搾取

等の弊害が生じないものと判断し、地方公共団体が自ら無料の職業紹介事業を実施する場合に限り、届出義務等の規制及び厚生労働大臣による監督を廃止するものです。

地方公共団体が民間の職業紹介事業者等に職業紹介事業の実施を委託する場合には、その委託した部分につきましては委託先の民間の職業紹介事業者等が安定法の各種規定に基づく職業紹介事業者に対する各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となります。

2 指定管理者制度に関する留意点

地方公共団体が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う施設の管理を指定管理者に行わせる場合、当該職業紹介事業者が指定管理者であるか否かにかかわらず、当該職業紹介事業者は、安定法第 4 条第 7 項に定める特定地方公共団体ではなく、同条第 8 項に定める職業紹介事業者として、安定法の各種規定に基づく各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となります。

第 9 特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を実施する施設の名称について

特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業（職業紹介の全部又は一部を民間職業紹介事業者等に委託して実施する場合を除く。）につきましても、法の趣旨に鑑み、公共職業安定所の愛称である「ハローワーク」の文言を名称に用いても差し支えありませんが、用いる場合には必ず「ハローワーク」の文言の前に当該特定地方公共団体名を用いて特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業の事業所である旨が明確であり、公共職業安定所とは誤認されないもの（※）となるようお願いします。

（※）「〇〇県版ハローワーク」、「〇〇市立ハローワーク」等であれば差し支えないが、安定所の一般的な名称として利用されている「ハローワーク〇〇」のように、ハローワークの文言の後ろに地域名を用いることは公共職業安定所であるとの誤認を招くものであることに留意してください。

第 10 職業紹介事業報告書

雇用対策法第 11 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に関する情報を収集し、及び整理しなければならないこととされていることから、特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業の実績についても、適正に把握する必要があります。

このため、特定地方公共団体においても、無料の職業紹介事業の実施に係る職業紹介事業に関する事項のうち、参考様式第 4 号に掲げる事項について、管轄労働局長宛てに参考様式第 4 号により報告書を提出するようお願いします。

※通知受理番号	
※通知受理年月日	年 月 日

特定地方公共団体無料職業紹介事業通知書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

通知者 氏名

印

職業安定法第29条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 名 称		
2 職業紹介事業を行う事業所に関する事項		
事 業 所		
名 称(ふりがな)	所在地(ふりがな)	
担当者職・氏名・電話番号		
()		
※		
3 事業開始(予定)年月日	年 月 日	5 取扱職種の範囲等
4 退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置としての無料の職業紹介事業		該当 ・ 非該当
6 取次機関		
(ふりがな) イ 名 称	
(ふりがな) ロ 住 所		
ハ 事業内容		
7 備 考		

参考様式第1号(裏面)

記載要領

- 1 ※欄には、記載しないこと
- 2 通知者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 2欄には、職業紹介事業を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 5欄の取扱職種の範囲等については、厚生労働省において運営する人材サービス総合サイトで公表するものであること。
- 5 6の取次機関は、国外にわたる職業紹介事業を取次機関を利用して行う場合のみイからハに掲げる事項を記載すること。

特定地方公共団体無料職業紹介事業変更通知書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②通知者 氏 名 印

職業安定法施行規則第17条の5第2項の規定により下記のとおり変更を通知します。

記

③通知番号		
④代表者氏名		
⑤名称		
⑥事業所	(ふりがな) 名称
	(ふりがな) 所在地
⑦変更事項		
⑧変更前		
⑨変更後		

参考様式第2号(第2面)

⑩変更年月日	
⑪変更理由	
⑫備考	

特定地方公共団体無料職業紹介事業廃止通知書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②通知者

氏 名 印

下記のとおり特定地方公共団体無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第29条の2の規定により通知します。

③ 通知番号		
④事業所	名 称(ふりがな)	所 在 地(ふりがな)・電話番号
		() -
		() -
		() -
⑤廃止年月日	年 月 日	
⑥廃止の理由		
⑦担当者氏名・連絡先	()	

記載要領

- ①には、通知書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- ②には、氏名の記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- ③欄には、通知の際に付与された通知番号を記載すること。
- ④欄には、職業紹介事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。
- ⑤欄には、職業紹介事業を廃止した年月日を記載すること。
- ⑥欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
- ⑦欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

[就職件数]

施策名	年齢階層 (歳)	24歳以下			25～34			35～44			45～54			55～64			65歳以上			計
		常 用	臨 時	日 雇	常 用	臨 時	日 雇	常 用	臨 時	日 雇	常 用	臨 時	日 雇	常 用	臨 時	日 雇	常 用	臨 時	日 雇	
		人	人日	人日	人	人日	人日	人	人日	人日	人	人日	人日	人	人日	人日	人	人日	人日	
年齢計																				

4 活動状況 (国外) (相手国別・総計)

施策名	項目 取扱業務等の区分	相手国	①求 人		② 求 職		③就職件数
			有 効 求人数	求人数	有効求職者数	新規求職 申込件数	
			人	人	人	件	件
計							

5 職業紹介の業務に従事する者の数

人

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

④氏名

印

参考様式第4号(裏面)

記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局に提出すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 1には、地方公共団体名を記載すること。
- 4 活動状況(国内)
 - (1) [求人]欄「求人数」及び[就職件数]欄には、無料職業紹介事業の「取扱業務等の区分」の求人ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人(件)数、臨時及び日雇についてはその延数(人日)を記載すること。
 - (2) [求人]欄「有効求人数」及び[求職]欄「有効求職者数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、「有効求職者数」については各年齢層区分に応じて、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記すること。
 - (3) [求職]欄「新規求職申込件数」欄には「取扱業務等の区分」ごとに各年齢層区分に応じて、対象期間中に求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 3欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況(国外)
 - (1) 4①の「求人数」、③欄には、取扱業務等の区分ごとに、1箇年における求人、就職延数を記載すること。
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとにそれぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 6 5の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には当該地方公共団体に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 ④欄には、氏名(地方公共団体の名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

職 発 0819 第 4 号
平成 28 年 8 月 19 日

各 (都道府県知事
指定都市市長) 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律の一部（雇用対策法の一部改正）の施行について

雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。以下「第 6 次地方分権一括法」という。）につきましては、平成 28 年 3 月 11 日に第 190 回国会へ法案が提出され、同年 5 月 13 日に可決成立し、5 月 20 日に公布されました（以下、第 6 次地方分権一括法による改正後の雇用対策法を「雇対法」という。）。

今般、平成 28 年 8 月 20 日に第 6 次地方分権一括法の一部が施行されることに伴い、職業安定法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 142 号。以下「改正省令」という。）が同年 8 月 19 日に公布され、同年 8 月 20 日に施行されます（以下、改正省令による改正後の雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）を「雇対則」という。）。

雇対法及び雇対則の趣旨及び内容等につきましては下記のとおり通知しますので、十分御了知の上、御配慮をお願いします。

また、本通知を管内市区町村（指定都市を除く。）にも速やかに周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 雇対法改正の趣旨

一体的実施事業の実施やハローワーク特区の創設、雇用対策協定の締結等の国及び地方公共団体の各種連携策につきましては、内閣府に設置された「地方分権改革有識者会議雇用対策部会」においてその成果と課題が検証された結果、平成 27 年 11 月 20 日に報告書が取りまとめられ、その内容を踏まえ、同年 12 月 22 日に「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

第6次地方分権一括法は、当該閣議決定を踏まえ、雇用対策法において、一体的実施事業の実施及び雇用対策協定の締結を国及び地方公共団体の連携策として例示するとともに、地方公共団体の長による雇用対策への関与を一層深めることを目的とするものです。

なお、第6次地方分権一括法による職業安定法（昭和22年法律第141号）の一部改正につきましては、平成28年8月19日付け職発0819第2号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部（職業安定法の一部改正）の施行について」のとおり通知していますので御確認をお願いします。

第2 主な改正内容等

1 定義（雇対法第2条関係）

雇対法第2条における「職業紹介機関」の定義につきましては、これまで公共職業安定所及び職業安定法に規定する職業紹介事業を行う者としていましたが、別途通知する同法の改正により、同法において職業紹介を行う主体として、新たに無料の職業紹介を行う地方公共団体が位置づけられたことを踏まえ、所要の改正を行ったものです。

2 国及び地方公共団体の連携（雇対法第31条及び第32条並びに雇対則第13条の2、第13条の3及び第15条関係）

（1）雇用対策協定の締結

現在各都道府県労働局と各地方公共団体の間で締結されている雇用対策協定につきましては、雇対法第31条において、国及び地方公共団体の連携策の具体例として、（2）の一体的実施事業と併せて、新たに規定されたものです。

また、雇対則第13条の3第1項において、都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所の業務に関する事項について、国及び地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されることを目的に雇用対策協定が締結されるものである旨が新たに定められるとともに、同条第3項においては、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の関係者により構成される協議会を組織できる旨が新たに定められたものです。

なお、雇対法の施行前に各都道府県労働局長及び地方公共団体の長との間で締結されている雇用対策協定につきましては、雇対法に基づく協定とみなして取り扱います。

また、公共職業安定所の業務に関する事項以外に都道府県労働局の管轄する業務に係る事項が盛り込まれた協定や、既に締結されている雇用対策協定であって、国の締結者が都道府県労働局長以外の者である協定につきましても、以下（3）で示す地方公共団体の長から厚生労働大臣に対する要請に係る取扱いも含め、雇対法に基づく協定に準じた取扱いとします。

(2) 一体的実施事業の実施

改正前の雇用対策法第 31 条において、国及び地方公共団体は、雇用に関する施策について密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力する旨が定められていましたが、雇対法第 31 条におきましては、これまで国と地方公共団体の連携策の具体例として、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)により実施されていた一体的実施事業を発展的に解消し、新たに国及び地方公共団体の連携策の具体例として規定されたものです。

(3) 地方公共団体の長からの国に対する要請について

(ア) 措置要請の要件

雇対法第 32 条第 1 項において、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣(※)に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を講ずるよう要請することができる旨が定められています。この要請(以下「措置要請」という。)の対象となる「労働者の職業の安定に関し必要な措置」につきましては、広く労働局又は公共職業安定所の実施する雇用に係る対策を含むものです。

また、地方公共団体の長が当該区域内の労働者のため必要があると認めるときに措置要請が可能となることとされていますが、当該要件に該当する限り、措置要請の対象となる事項は、当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の管轄区域内において実施されるものに限定されるものではありません。この場合、当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局において、関係する都道府県労働局との調整を行います。

※下記(エ)のとおり、厚生労働大臣の権限は都道府県労働局長に委任されていることから、原則として都道府県労働局長において処理することとなります。

おって、雇対法第 13 条の 2 第 1 項において、地方公共団体の長は措置要請に当たり、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えることとされており、当該書面(参照様式 1)が都道府県労働局長に提出されたことをもって雇対法に基づく要請がなされたものとして取り扱います。

(イ) 措置要請を受けた場合の対応

雇対法第 32 条第 2 項において、措置要請を受けた厚生労働大臣(※)は、当該措置要請に係る措置を実施するときはその旨を、実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長(以下「要請地方公共団体の長」という。)に通知しなければならないこととされています。当該通知は別添様式 1 により行います。

また、雇対法第 32 条第 3 項において、厚生労働大臣(※)は、当該措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働

働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者（以下「学識経験者等」という。）の意見を聴かなければならない旨が定められていますが、雇対則第13条の2第4項により、これらの者は学識経験者、当該措置要請に係る地方公共団体、その他厚生労働大臣（※）又は要請地方公共団体の長が必要と認める者の中から、厚生労働大臣（※）が要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとされており、各都道府県労働局においては、原則として地方労働審議会で意見を聴くことについて要請地方公共団体の長の意見を聴き調整を行うこととし、要請地方公共団体の長又は要請地方公共団体の長が必要と認める者であって地方労働審議会の構成員でない者は、地方労働審議会の中でヒアリング等を通じて意見を述べる機会を設けることとしています。

※下記（エ）のとおり、厚生労働大臣の権限は都道府県労働局長に委任されていることから、原則として都道府県労働局長において処理することとなります。

なお、雇対則第13条の3第2項において、都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体から当該協定の内容に係る措置要請があったときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、必要な措置を講ずるものとされていますが、この場合における手続についても同様に地方労働審議会において、雇対則第13条の3第2項に規定する雇用対策協定の内容に係る措置要請であることを明らかにした上で学識経験者等の意見を聴くこととします。

また、雇対則第13条の2第2項及び第3項により、地方公共団体の長が措置要請を受けた各都道府県労働局長から雇対法第32条第2項による通知を受けた場合においては、必要に応じて、厚生労働大臣に対し当該措置要請について自ら行うよう求めることができ、求めを受けた場合には厚生労働大臣が自ら当該措置要請に係る措置を行う旨が定められています。当該求めは別添参照様式2によるものとし、当該求めが厚生労働大臣になされた場合には、厚生労働省において雇対法第32条第3項の規定に基づき学識経験者等の意見を聴くため、当該措置要請への対応について労働政策審議会の意見を聴くことについて要請地方公共団体の長の意見を聴くこととします。

（ウ）都道府県労働局において直ちに対応可能な要望

雇用対策協定の締結等に当たって連携して取り組む対策に関する協議や、一体的実施施設の運用改善等のための協議等により、都道府県労働局の既存の予算又は人員等で直ちに対応可能であるもの等につきましては、必ずしも上記（ア）及び（イ）の取扱いによる必要はなく、都道府県労働局と地方公共団体で対応方法について協議をお願いします。

（エ）厚生労働大臣の権限委任

雇対法第32条第1項から第3項までに規定する厚生労働大臣の権限は、雇対則第15条第1項第2号の規定により、都道府県労働局長に委任されています。また、

雇対則第 13 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する厚生労働大臣の権限は、雇対則第 15 条第 3 項の規定により、都道府県労働局長に委任されています。

これらの権限はいずれも、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げるものではありませんが、原則として、措置要請に係る対応は各都道府県労働局長が行うこととなります。

3 守秘義務

雇対法第 32 条第 3 項の規定に基づく地方公共団体の長からの要請に関し、学識経験者等の意見を聴く場合においては、同条第 4 項の規定により当該学識経験者等はその意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨が規定されています。

4 ハローワーク特区の廃止

改正前の雇用対策法施行規則附則第 9 条は改正省令により廃止されるため、平成 23 年 12 月 26 日第 15 回地域主権戦略会議において取りまとめられた「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」に基づくハローワーク特区につきましては、廃止されます。

なお、改正省令第 3 条第 1 項の規定により、改正前の雇用対策法施行規則附則第 9 条第 1 項の規定により締結された協定につきましては、この省令の施行の日に、雇対則第 13 条の 3 第 1 項の規定により締結されたものとみなすこととしています。

文 書 番 号

平成 年 月 日

〇〇労働局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇知事・市長・区長・町長・村長
〇〇 〇〇

雇用対策法第 32 条第 1 項に基づく要請について

貴殿に対し、雇用対策法第 32 条第 1 項に基づき、労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するよう要請する。

1. 要請の内容

2. 要請をする理由

文 書 番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣
〇〇 〇〇 殿

〇〇知事・市長・区長・町長・村長
〇〇 〇〇

雇用対策法第 32 条に基づく要請に係る
雇用対策法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に基づく求めについて

雇用対策法第 32 条第 1 項に基づき、〇〇労働局長に別添 1（参照様式 1）の要請を行ったところ、〇〇労働局長より同条第 2 項に基づき別添 2（様式 1）の回答を得たため、雇用対策法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に基づき、貴殿に対し、要請に対応していただくよう求める。

1. 要請の内容

2. 厚生労働大臣に要請をする理由

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇知事・市長・区長・町長・村長
〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局長
〇〇 〇〇

雇用対策法第 32 条第 2 項に基づく要請への回答について

平成 年 月 日付け〇〇〇〇により貴殿から受けた雇用対策法第 32 条第 1 項に基づく要請について、同条第 2 項に基づき下記のとおり回答します。

記

1. 対応方針
2. 理由（※対応しない場合）
3. 意見を聴いた学識経験者等及び意見の内容

府分推第 121 号
職公発 0819 第 2 号
平成 28 年 8 月 19 日

各
〔都道府県〕
〔指定都市〕
雇用対策部局長 殿

内閣府地方分権改革推進室参事官
(公印省略)
厚生労働省職業安定局総務課
公共職業安定所運営企画室長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部(雇用対策法の一部改正)の施行に係る留意事項について

雇用対策法(昭和 41 年法律第 132 号)の改正につきましては、平成 28 年 8 月 19 日付け職発 0819 第 4 号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部(雇用対策法の一部改正)の施行について」により通知しているところですが、同法に新たに盛り込まれた一体的実施事業の実施や雇用対策協定の締結にあたっては、下記のとおり通知しますので、十分御了知の上、運用に御配慮をお願いします。

なお、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 8 月 28 日閣議決定)により実施している一体的実施事業に関し、その新規設置の手続については「アクション・プランを実現するための提案について(第 3 次募集)」(平成 23 年 8 月 3 日付け内閣府地域主権戦略室及び厚生労働省職業安定局連名通知)に基づき実施してきたところですが、改正雇用対策法施行後(以下「施行後」という。)は当該通知を廃止し、下記のとおり取り扱うこととします。

また、お手数ですが、本通知を管内市区町村(指定都市を除く。)にも速やかに周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であること申し添えます。

記

1 一体的実施事業の新規設置に係る手続について

一体的実施事業の提案につきましては、厚生労働省（公共職業安定所運営企画室）に提案書の提出をお願いします。

（参考）

施行前の取扱い	施行後の取扱い
① 地方公共団体から <u>内閣府</u> への提案	① 地方公共団体から <u>厚生労働省</u> への提案 ※職業安定局長宛て
② <u>内閣府からの転送を受けて</u> 、厚生労働省本省で受諾手続 ⇒ 厚生労働省から自治体宛てに受諾通知	② 厚生労働省本省で受諾手続 ⇒ 厚生労働省から自治体宛てに受諾通知 ⇒ <u>厚生労働省から内閣府へ情報提供</u>

(1) 募集事項

提案書を厚生労働省に提出するに当たっては、以下の募集事項に留意してください。また、厚生労働省への提出前に、従来どおり実際に連携することになる所管の都道府県労働局と調整をお願いします。

（募集要項）

- ・ 様式例は様式例別添 1～3 のとおりです。
- ・ 提案書については、その全体像（例：提案の概要、提案理由（「一体的実施」による具体的効果・対応できる利用者ニーズ等）、国と地方がそれぞれ行う具体的な業務内容、「一体的実施」を行う具体的場所、実施時期等）や利用者数等の実績見込み、国側に求める職員の体制等を記載してください。
- ・ 希望実施時期の少なくとも3か月前までに提出してください。
- ・ 都道府県労働局に事前相談をしてください。

(2) 提出先・連絡先

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室

電話番号：03-3593-6241

2 労働局と地方公共団体との雇用対策協定の締結について

(1) 雇用対策協定の概要

雇用対策協定とは、国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むことを通じて以下の目的等を達成するために、都道府県労働局長と地方公共団体の長が締結する協定のことであり、平成 28 年 8 月 8 日現在 101 自治体（33 都道府県）と締結しています。

- ① 地域の雇用問題のうち、地方公共団体と連携・協力して重点的に取り組む課題について明確にし、共通認識を持つこと。
- ② ①の課題に対し、国と地方公共団体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にし、国と地方公共団体の対策を一体的に実施すること。
- ③ 雇用対策協定で定めた事項の達成のために国と地方公共団体間で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを作り実務的な連携を強化すること。

(2) 雇用対策協定に盛り込む内容

雇用対策協定には、主に以下の①から⑤の事項を盛り込むことを基本とするため、別添 4 のひな形を参考としてください。

ただし、都道府県労働局との調整により盛り込む事項を適宜追加・変更することは可能です。

① 雇用対策協定締結の目的

地域の雇用問題のうち、国と連携・協力して重点的に取り組む課題を明確にし、その効果について簡潔に記載してください。

※ まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条及び第 10 条に基づく地方版総合戦略の中に規定する雇用分野における目標と合わせている例もあります。

② 事業内容（事業計画の策定等）

雇用対策協定に基づく具体的な事業内容につきましては、別途事業計画等を策定し、事業計画等に詳細に記載してください。ただし、雇用対策協定本文に記載しても差し支えありません。

③ 運営協議会等の設置

事業計画等の策定及び進捗状況の確認・評価等のために運営協議会を国と地方公共団体が共同で設置してください。

④ 実効性を担保するための相互の要請

改正後の雇用対策法第 32 条第 1 項において、地方公共団体の長から国に対して労働者の職業の安定のために必要な措置の実施を要請できることとされていますが、雇用対策協定の実効性を担保するために、法令上

特段の規定はないものの雇用対策協定本文に、都道府県労働局長から地方公共団体の長へも必要な要請を行うことができる旨の規定を設けることも差し支えないものとします。

⑤ 相互の秘密保持

雇用対策協定に基づく事業の実施等のため、一般に公表されていない情報を国と地方公共団体が相互に提供することがあり得るため、相互に秘密を保持する旨の規定を設けてください。

(3) その他

雇用対策協定締結に関心があれば、都道府県労働局又は公共職業安定所に御相談をお願いします。また、既に締結済みの地方公共団体については、事業計画の充実等により、引き続き都道府県労働局等との連携強化をお願いします。

様式例 別添 1

文 書 番 号

平 成 年 月 日

厚生労働省

職業安定局長 宛て

〇〇知事・市長・区長・町長・村長

〇〇 〇〇

一体的実施事業の実施に係る提案について

〇県・市・区・町・村とハローワークとの一体的実施に向けた提案について、別添のとおり提出します。

〇県・市・区・町・村とハローワーク〇〇の一体的実施の事業計画案

1 提案概要

2 提案理由

3 実施場所

4 業務内容

(1) 〇〇県・市・区・町・村が行う業務

(2) 国が行う業務

(3) 連携して行う業務

5 体制

〇県・市・区・町・村 〇人

国 〇人

6 実績見込

利用者 〇人

就職者数 〇人

7 実施時期

職 発 第 号
平 成 28 年 〇 月 〇 日

〇〇知事・市長・区長・町長・村長
〇 〇 〇 〇 殿

厚生労働省職業安定局長

一体的実施事業の実施に係る提案について

上記について、先般、貴〇から、平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇（文書番号）で提案書の提出があったところですが、今回、当省としては、貴〇から提出されたご提案を基本とし、事業を実施するための準備を進めていくこととしましたので、通知します。

今後、一体的実施事業の実施に向け、具体的な事業内容等を記載した事業計画（※）を〇〇労働局と共同で作成して、〇〇労働局と緊密な連携の下、実施準備を進めていただくよう、お願いいたします。

（※）具体的な事業内容等を記載していれば、貴〇と〇〇労働局間の協定書や、貴〇や〇〇労働局が参加する運営協議会で合意された運営計画等でも構いません。

雇用対策協定の標準的ひな形

〇〇県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、〇〇県と厚生労働省〇〇労働局（以下「〇〇労働局」という。）が、・・・を目的として締結する。

<「目的」の規定例>

(参考 宮崎県雇用対策協定)

※前文にその理念を規定している例

地方創生元年である今、「豊かさを実感できる宮崎県」を実現するためには、「宮崎で働きたい」という県民の願いを実現することが重要である。

宮崎県と厚生労働省宮崎労働局（以下「宮崎労働局」という。）は、若者やU I Jターンの県内就業促進等による経済の活性化、成長を担う産業人材の育成・確保、女性・高齢者・障がい者等の県民一人ひとりが持てる力を発揮して活躍できる「全員参加の社会」づくりなど雇用面でのこれまでの連携を一層深化させ、総力をあげてその実現を目指す。

(目的)

第1条 宮崎県及び宮崎労働局は、宮崎県内における雇用に関する重要課題を双方が共有し、課題の克服に向けての目標を掲げ、一体的かつ総合的な雇用施策を実現するために、以下の通り「宮崎県と宮崎労働局の雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

(参考 大洗町と茨城労働局との雇用対策協定)

第1条 この協定は、移住・定住の促進や雇用・就業機会の創出を図り、活力ある地域社会の実現を目指す町と、労働市場のセーフティネットを担う職業安定行政を展開している労働局が、それぞれの強みを活かして密に連携し、効果的かつ一体的に事業を推進することにより、「魅力ある職場（しごと）が“ひと”を呼び、“ひと”が集まる“まち”に“しごと”（企業）が集まる」好循環を確立させ、小さくともキラリと光る町の実現を目的とする。

(参考 永平寺町・福井労働局雇用対策協定)

第1条 この協定は、永平寺町と厚生労働省福井労働局（以下「福井労働局」という。）が、「永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる子育てによる離職者の再就職支援や教育・学術研究機関をはじめとした多様な地域資源を積極的に活用した新たな安定雇用の機会の創出等の施策を、相互に密に連携して行うことで、地域振興、活力のあるまちづくり及び地域住民の雇用の安定等を図ることを通じて、「「出会いよし、子育てよし、働いてよし、住んでよし」永平寺町」の実現を目指すことを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 ○○県及び○○労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、○○県及び○○労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

<「事業内容等」の規定例>

(参考 北海道雇用対策協定)

第2条 (事業内容等)

北海道及び北海道労働局は、次に掲げる事業の具体的内容及び実施方法を定め、これを推進するために推進するために定期的に協議するものとする。

1 若年者等に対する就業支援

ア ジョブカフェ北海道とヤングハローワークが行う若年者支援施策の一体的実施

イ 道立高等技術専門学院等における就職促進

(略)

第3条 (要請等)

(略)

第4条 (運営協議会の設置)

1 北海道と北海道労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために運営協議会を設置する。

2 運営協議会等は必要の都度開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。

(要請等)

第3条 ○○県知事及び○○労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 ○○県知事及び○○労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(記載例)

第3条 ○○県知事及び○○労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、雇用対策法(昭和41年法律第132号)第32条に基づき、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、○○県及び○○労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条

- 1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、〇〇県及び〇〇労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。
- 2 協定締結当事者に変更があつた場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

<「その他」(有効期間)の規定例>

(参考 越前市・福井労働局雇用対策協定)

この協定は、締結する日から実施し、平成31年度末までを有効期間とする。ただし、有効期間満了時1カ月前までに、越前市・福労働局いずれか一方から延長の申し出に基づき、協議の上、双方が合意したときは、有効期間を延長することができるものとする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、〇〇県知事及び〇〇労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県知事

〇〇 〇〇

厚生労働省〇〇労働局長

〇〇 〇〇

雇用対策における国と地方公共団体との 連携について

雇用対策における国・地方の連携強化について(総論)

- 国と地方自治体が、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指すことが重要。

※地域の雇用問題を解決するためには、様々な取組を一体的に行う必要がある。(例:企業誘致や産業育成などと職業紹介による企業の人材確保支援、生活困窮者に対する生活支援と職業紹介などの就労支援)

(国と地方の役割分担・連携のイメージ)

国

<セーフティーネットとしての役割>

全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労権の保障のためのセーフティーネットの役割を果たす。

≪主な業務≫

以下の業務を一体的に実施

- ① **全国ネットワークの職業紹介**
(就職に関する相談、職業紹介、企業訪問による求人開拓、各種セミナー・就職面接会の開催など)
- ② **雇用保険制度の運営**
- ③ **雇用対策** (障害者雇用率の達成指導など)

連携して 雇用対策を実施

各種の共同事業
(誘致企業の人材確保など)

ワンストップ窓口設置
(一体的実施【303カ所】)
平成27年度末時点
(ハローワーク特区【2カ所】)

雇用対策協定【101自治体】
(33都道府県68市町村)
平成28年8月8日時点

相互に必要な業務実施を要請

ハローワークの求人情報をオンライン提供
【平成26年9月1日開始、290自治体が利用】

ハローワークの求職情報の提供
【平成28年3月に開始、110自治体が利用】

地方自治体

<地域の問題への対応>

地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能であり、地域の問題に対応するための対策を実施。

≪主な業務≫ ※自治体により異なる

- ① **企業誘致・産業育成**
- ② **生活相談・福祉関係業務**
- ③ **各種就労支援**
(カウンセリング、無料職業紹介事業、就職面接会、各種セミナー等)

(参考) 雇用対策法 (昭和41年法律第132号) (抄)

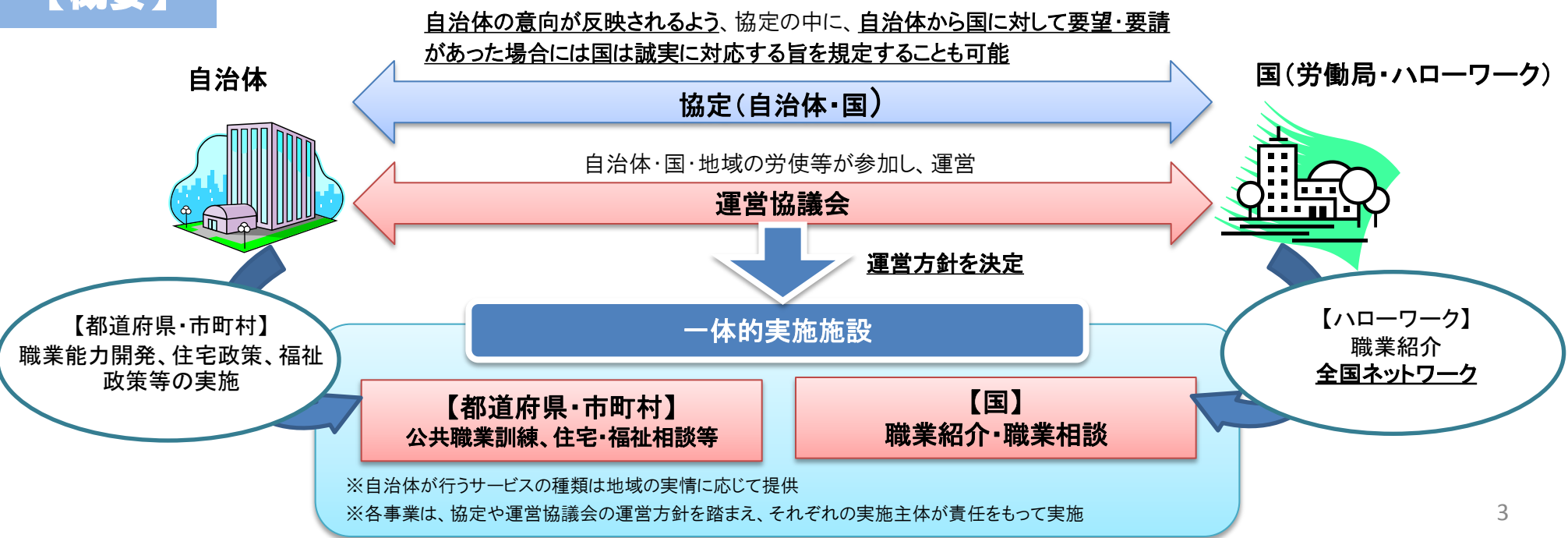
第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。

一体的实施事业

一体的実施事業について

- 希望する自治体において、国(ハローワーク)が行う無料職業紹介等と自治体が行う相談業務等を一体的に実施。
- 一体的実施は、
 - ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと
 - ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が可能な事業。
- 平成27年度末時点で、159自治体(33道府県126市区町)で実施中。
うち生活保護受給者等を主な対象とする取組は96自治体。

【概要】



一体的実施事業の実施自治体一覧

一体的実施を実施中の自治体 計 159自治体(33道府県、126市区町) 平成27年度末時点

都道府県(33)	市区町村(126)
北海道、青森県、岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	<p>【北海道】札幌市、函館市、旭川市、北見市、釧路市</p> <p>【東北】弘前市、八戸市、盛岡市、仙台市、福島市、郡山市</p> <p>【関東】宇都宮市、茂木町、前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、川口市、秩父市、所沢市、鴻巣市、志木市、寄居町、草加市、千葉市、柏市、市川市、船橋市、松戸市、港区、新宿区、台東区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、豊島区、葛飾区、板橋区、練馬区、足立区、江東区、大田区、江戸川区、世田谷区、北区、荒川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、藤沢市</p> <p>【中部】新潟市、金沢市、甲府市、北杜市、長野市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、富士市、名古屋市、岡崎市、豊田市、大府市、豊橋市、春日井市、みよし市</p> <p>【近畿】四日市市、松阪市、大津市、湖南市、野洲市、京都市、舞鶴市、大阪市、堺市、豊中市、岸和田市、高槻市、枚方市、寝屋川市、守口市、東大阪市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、丹波市、姫路市、尼崎市、奈良市、王寺町、天理市、和歌山市</p> <p>【中国】江津市、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、呉市、下関市</p> <p>【四国】徳島市、高松市、高知市</p> <p>【九州】北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、佐賀市、鳥栖市、唐津市、長崎市、熊本市、宮崎市、延岡市</p> <p>【沖縄】那覇市</p>

「一体的実施」の実施状況・成果（平成27年度）まとめ

① 実施自治体は大幅に増加

- 平成27年度は159自治体、303拠点で実施（対前年度13自治体、35拠点の増加）

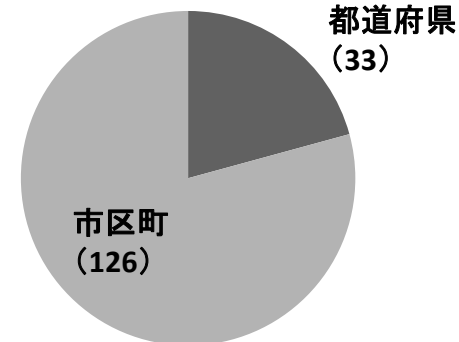
② 27年度は約8万人が就職

- 平成27年度は78,869人が就職。（うち生活保護受給者等は17,569人が就職）
- 平成27年度に事業を実施した154自治体（年度末に事業を開始した3自治体及び熊本県・熊本市を除く。）のうち、139自治体で目標を達成（拠点ベースでは273拠点のうち、234拠点を達成。一部達成を含む。）
 - ※ 一体的実施では、地方自治体と国で構成する運営協議会で、年度ごとに事業目標を設定。
 - ※ 1自治体で複数の拠点を持っている場合、拠点ごとに目標を設定している場合もある。
- 国の窓口では794,580件の相談を実施。
 - ※ うち、生保受給者等に対する支援を行う窓口は、254,792件の相談に対応
 - ※ 施設全体の延べ利用件数は、少なくとも1,643,612件

③ 利用者・関係者は取組を評価

- 利用者（求職者）から高い評価。
 - ⇒ 全体として95.3%の利用者が満足（「やや満足」を含む）と回答。
 - また、8割以上の施設で90%以上の満足度を達成。
- （参考：平成26年度における労使・自治体の評価）
- 地方の労使からも高い評価。
 - ⇒ 9割を超える地方労働審議会でも評価する意見あり。
- 実施自治体からは取組を評価されており、事業の継続を強く求められている。
 - ⇒ 平成26年度に実施したアンケートでは、すべての地方自治体（140自治体）が継続を希望。

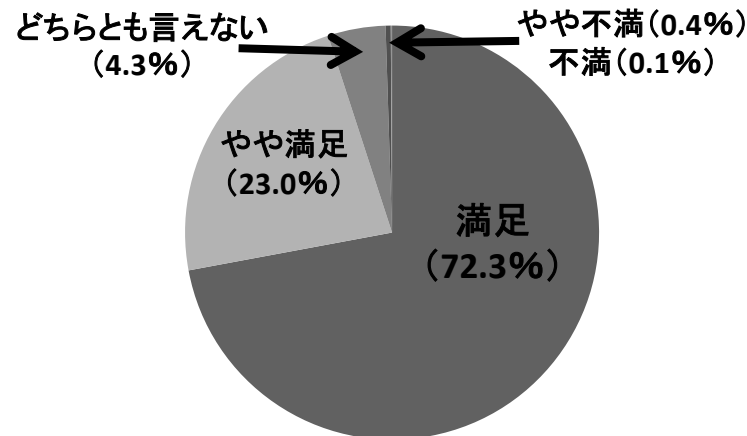
実施自治体の内訳



	達成			未達成
		全達成	一部達成	
全数(273)	85.7% (234)	50.5% (138)	35.2% (96)	14.3% (39)

- ・「全達成」: 複数の目標（単一目標の施設も数力所あり）を全て達成
- ・「一部達成」: 複数の目標のうちいくつかを達成
- ・「未達成」: 目標のすべてを未達成
- ※平成26年度の達成割合は87.8%。

利用者アンケート



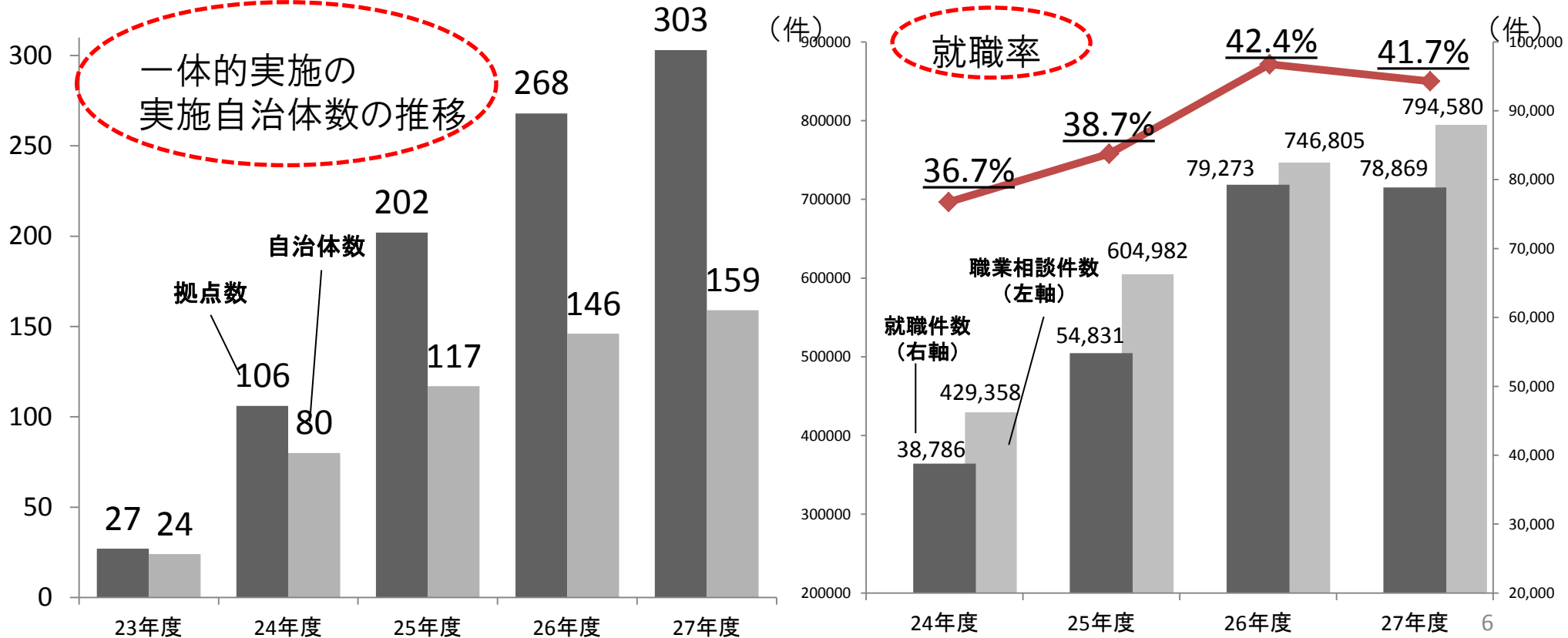
「一体的実施事業」の実績の推移

- 平成23年6月より順次取組を開始。平成27年度においても、**実施自治体は着実に増加**(左図)。
- それに伴い、全体の相談件数・就職件数は増加傾向にあり、就職率についてもハローワーク全体の就職率より高くなっており、**連携の効果が発揮できている。**

※ハローワーク全体の就職率:平成27年度31.1%

- **ただし、平成27年度においては実績が低下**。平成28年度以降は、一体的実施時事業の質向上に関連する「連携指標(※)」を目標として設定するなど、事業の質向上を図っていく必要がある。

※新規求職者のうち自治体側から送り込まれた求職者の割合、チーム支援対象者数など。



※平成27年度の実績については熊本県内の3拠点の実績を除く。

運営協議会等での実施自治体の評価①

- 一体的実施事業について、以下の面で効果があると評価。
 - ① 地方自治体と国が同一の施設で、**ワンストップの支援が可能となり、迅速かつ効果的な対応**につながる。
 - ② **身近な施設で対応ができ、住民の利便性の向上**につながる。
 - ③ 就職支援のノウハウがあるハローワークと連携ができることにより、生活保護受給者等に対する支援の効果が上がること(**就職者数の増加**など)。
 - ④ 生活保護受給者等の就職が進むことにより、生活保護受給者等に対する支援の**コストが削減**される。
 - ⑤ 一体的実施事業の中で、国と実施自治体が連携することにより、両者の**連携基盤が確立**し、一体的実施事業以外の連携策の推進にもつながる。
- 実施自治体は一体的実施を高く評価しており、平成26年度に行った自治体に対するアンケート調査では、**すべての自治体が継続を希望**。この他に、拡充・新規実施の希望は多数あり、**事業廃止の希望はなかった**。

迅速・効果的な対応ができる

- 福祉事務所とハローワークが**同じ敷地内**にあることで、生活保護受給者等の就労意欲が高いときに、**すぐに職業紹介**につなぐことができる。【特別区】
- **福祉事務所職員**は、生活保護受給者等の**求職活動状況**や**就労状況**をより詳細に把握できるようになり、速やかに効果的・効率的な支援を行えるようになった。【市区町村】
- 安定した就労のためには生活基盤の充実が欠かせないが、役割分担として、**県の有する施策(公営住宅、貸付制度等)と一体となった取組**は職業生活の安定に資するものとして非常に有効である。【都道府県】

ハローワークのノウハウを活用できる

- 求人情報提供端末の設置だけでなく、**豊富なノウハウを持ったハローワーク担当者**によるきめ細かな就職支援があることで、高い就職率を維持する等、着実に効果をあげている。【特別区】
- 基礎自治体としてできることとできないことがある。**職業紹介事業は基礎自治体が行うには難しい**事業であり、市が行う雇用対策としてはこの形(一体的実施)がベストであると考えている。【市区町村】
- 就労阻害要因がない方だけでは目標達成は難しい。心の病や、就労する能力がボーダーラインの方などは、**一体的実施のハローワーク担当者がハローワークにいる精神障害者トータルサポーターにつなぐ**など、連携した支援を行っていただいている。【政令市】

運営協議会等での実施自治体の評価②

コスト削減

- ハローワークによる職業紹介により、就職が増えてきており、生活保護から脱却する人も数件あった。【政令指定都市】
- 就職件数の目標も確実に達成でき、生活保護受給者の就職件数も生活保護受給者世帯の実態を考えると効果が上がっている。【市区町村】

ハローワークとの連携強化

- 市担当者とハローワーク担当者との連携がとりやすく情報の共有が図られ、きめ細やかな支援を行うことができ、住民サービスの向上に寄与している。【市区町村】
- 女性、特に子育て女性に対する就労支援は同市の政策目標の一つでもあり、出口施策としての「一体的実施施設」の存在意義は大変大きい。協定では女性・若年者対策での一体的実施であるが、その他の施策での連携も進んでおり、特に今後は生活困難者等に対する支援の連携も深めていくこともあり、本市にとって一体的実施の存在は大きい。【市区町村】
- 若年者を中心とした就労支援事業は、国と県が連携することで、全県的に系統立てて行うことができており、今後もこの状態を継続していきたい。若者仕事ふらざ、レディース仕事ふらざ、ふるさとハローワーク等、県と国とが一体的な取組を実施している施設において、一層の連携の強化を図っていきたい。【都道府県】

その他

- 一体的実施事業が開始され2年半が経過し、施設の認知度も向上し、利用数の向上や職業紹介業務にかかる実績も確実に向上している。全国的には「職業紹介業務については地方公共団体へ移行すべき」との意見もみられているが、本市としては利用者の視点からは、国の機関に職業紹介事業を実施していただくことが望ましいと考える。【市区町村】

一体的実施事業に対する実施自治体へのアンケート結果概要

※平成26年度末実施調査

1 全体評価

- 一体的実施事業について、仕組みに対する評価は非常に高く、地域の雇用対策の充実、住民サービスの強化に効果があったとする自治体が多数。さらに今後の継続を希望する自治体は**100%**となっている。
- 全体で**98.6%**の自治体が「**とてもよい仕組み**」又は「**よい仕組み**」と回答しており(特に基礎自治体における「とてもよい仕組み」の割合が高い)、「**よくない仕組み**」と回答した自治体はなかった。
- **雇用対策に対する効果**については、全体で**93.2%**の自治体が「あった」又は「まああった」と回答(特に基礎自治体における「あった」の割合が高い)。

2 具体的効果

- 全体で**95.2%**の自治体で、**ワンストップ支援**を行うことができたと回答(自治体種別に問わず、割合が高い)。
- 全体で**77.4%**の自治体で、**就職件数**が増えたと回答(特に政令都市でこの割合が高い(95.8%))。

3 発展性

- 全体で**77.4%**の自治体が、**事業内容を更に充実**させることができたと回答(自治体種別を問わず同傾向)。
- 全体で**56.8%**の自治体が、**一体的実施事業以外の連携を強化**できたと回答(特に、都道府県で「当てはまる」の回答の割合が高い)。

4 一体的実施施設でハローワークが実施する業務について、地方自治体業務として自ら実施することの可否

- 全体(143自治体)で、**88.1%**が「**困難**」との回答。

一体的実施事業の課題と今後検討すべき改善策

【課題と対応策】

- 一体的実施事業は、地方自治体のサービスと国の職業紹介をワンストップで行うことで、求職者の利便性を高め、就職を促進することが目的であるため、自治体窓口から職業紹介窓口(国)への送り込みを増やす等、連携を確実に進めていくことが重要。そのためにも、以下の取組等を進めていくことが必要。
 - ① 共同で研修を実施することや定期的な打ち合わせを行うなど、お互いの支援内容等について理解を深め、送り込み等をしやすい土台をつくること。
 - ② 効果的な送り込みを行うためには、個人情報共有が必要であるため、個人情報保護協定の締結など、情報共有のための取り決めを行うこと(※既に9割近くの拠点では共有)。
 - ③ 連携状況を年度途中でも確認できるよう、「連携指標(※)」の目標を立てること。
 - ※ 新規求職者のうち自治体側から送り込まれた求職者の割合、チーム支援対象者、など
- また、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)に盛り込まれた一体的実施事業の改善策を確実に進めていく必要がある。

現場レベルの連携強化の取組例

- ハローワークから市のケースワーカー研修に参加し、施設のPRに努める。【市区町村】
- 市の担当部署が複数に亘るため、各分野における定期的な打ち合わせの場を設けることを検討。【市区町村】
- 市からの誘導者数に目標を設定する。【市区町村】
- 県のジョブカフェ、Uターンコーナーとハローワークの業務連携が図られなければ、利用者への各種支援の効果が図られないため、平成28年度においては「コーナー間の求職者の誘導件数」の把握を行う。【都道府県】¹⁰

閣議決定を踏まえた改善策

閣議決定文

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)

地方公共団体からの要望への対応

・一体的サービスにおける業務の改善に係る地方公共団体からの要望については、

- ⇒ 可能な限り要望を受けたハローワーク又は都道府県労働局で判断を行うこと、
- ⇒ 要望の標準的な様式を定め、
- ⇒ 標準処理期間を設定すること等により、標準的な対応手続を定め、意思決定を迅速化する。
- ⇒ また、要望の実現が困難である場合には、地方公共団体に対してその理由を明示する。

就職実績の提供

・一体的サービスにおけるハローワークの就職実績について、

- ⇒ 地方公共団体の求めに応じて、少なくとも月に1回、属性別の人数や個人別の就職状況等の情報を提供する。

改善方針

- ⇒ 要請への対応の判断を行う主体の基準等として、定例的なものや配賦された人員・予算内で措置できるものは、労働局・安定所での対応の有無を判断して差し支えないこととした。
- ⇒ 標準様式を定めた。
- ⇒ 本省に協議が必要なものは処理期間を設けることとした。
- ⇒ 要請に応じられない場合には、その理由を標準様式により地方公共団体に示すこととした。
- ⇒ 少なくとも月1回の就職実績の提供を行うこととし、具体例を示した(地方公共団体が希望しない場合は除く)。
(提供が可能な情報例)
個人別・属性別・職種別・男女・年齢階級別就職状況、個別の求職者の氏名と就職先(本人の同意必要)

閣議決定を踏まえた改善策

閣議決定文

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)

求職者情報の共有

一体的サービスにおける利用者登録票については、

- ⇒ ハローワークの求職申込書を国及び地方公共団体の共通様式とし、
- ⇒ 求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体で求職者の情報を共有する。
- ⇒ 他のハローワークで既に求職申込みがなされている場合には、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。

雇用保険等の実施

- ⇒ 国による雇用保険の失業の認定(雇用保険法15条)、
- ⇒ 職業訓練の受講あっせん(職業安定法19条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律12条)及び雇用関係助成金の支給手続

について、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。

改善方針

- ⇒ ハローワークの求職申込書を利用者登録票として共通様式化することとした。
- ⇒ 利用者登録票裏面に個人情報共有の同意欄を設け、求職申込書の個人情報を共有化することとした。
- ⇒ 本人に同意を取った上で求職票を共有化することとした。
- ⇒ 雇用保険業務の実施については、京都労働局及び鳥取労働局が試行的にその一部を実施してきており、その状況も参考として、今後地方側の要請を踏まえて個別に判断していくこととした。
- ⇒ また、職業訓練及び助成金の支給手続き等の新たなサービスの付加についても、今後地方公共団体の要請を踏まえて個別に判断していくこととした。

一体的実施施設における情報共有の状況について

- 一体的実施施設において、国と地方自治体の情報共有(求職者情報等)を行っているのは、134自治体(／155自治体:86.5%)、261拠点(／297拠点:87.9%) (平成27年度)
※平成26年度は76.0%の自治体、80.2%の拠点で共有。
- 情報の共有を行うことで、
 - ① 自治体とハローワークでチーム支援を実施するにあたって、求職者の同意の下で求職者の情報を共有することで、利用者の就職活動の状況にあわせて必要な自治体の福祉支援、ハローワークの個別就労支援を利用者に提供できる(利用者に対し、何を提供していくか(就職支援を充実するか、福祉支援を充実するか)等、効果的な支援の判断ができる)。
 - ② ハローワークの職業相談では十分把握することが難しい就職の阻害要因(健康面など)を把握することができ、ハローワークの職業相談や求人情報の提供に活用できる。
 - ③ ハローワークでの就職状況を共有し、自治体が就職後の定着支援を実施するなど、実施する業務の質向上を図ることができる。

基本的な情報共有方法の例

- 一体的実施施設の共同受付において、利用者登録様式(同意に係る署名欄あり)を国と自治体で統一することで、求職情報を共有化を図る(→好事例として全国展開)。また、相談記録についても、国と自治体で共有の様式を用い、互いに情報を蓄積することで、質の高いサービスを提供。
- 個人情報保護に係る協定を、労働局長と首長等の間で締結し、情報管理の徹底を図る。
※ 協定の中には、①個人情報の共有及び協定締結の目的、②個人情報共有の対象となる求職者本人の同意の取得、③個人情報の適切な管理の規定等を盛り込む。
- チーム支援を行っている場合は、定期的な国担当者と自治体担当者とのミーティングでそれぞれが持つ支援対象者に係る情報を持ち寄り、それを基に適切な支援方法を検討する。

雇用対策協定

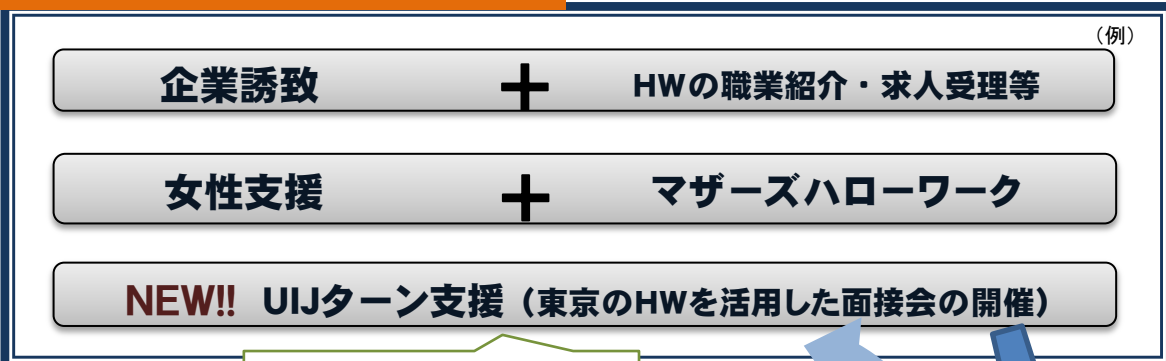
国と地方自治体の雇用対策協定について

雇用対策協定により、知事・市長等と労働局長が、その地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」、「連携方法」を明確化することが可能になる。また、連携策をパッケージ化することで、効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能になる。

- ▶ 個々に連携している業務を体系的に整理、パッケージ化。対象者、組織間で重複している業務の整理を実施し、効果的・効率的な業務運営が可能。

- ▶ 知事・労働局長が参加する運営協議会を軸とした体系づけられた協議の場を設置し、レベルごとの定期的な会合を開催。国・自治体間の意識のすり合わせ、定期的な業務改善を図ることが可能。

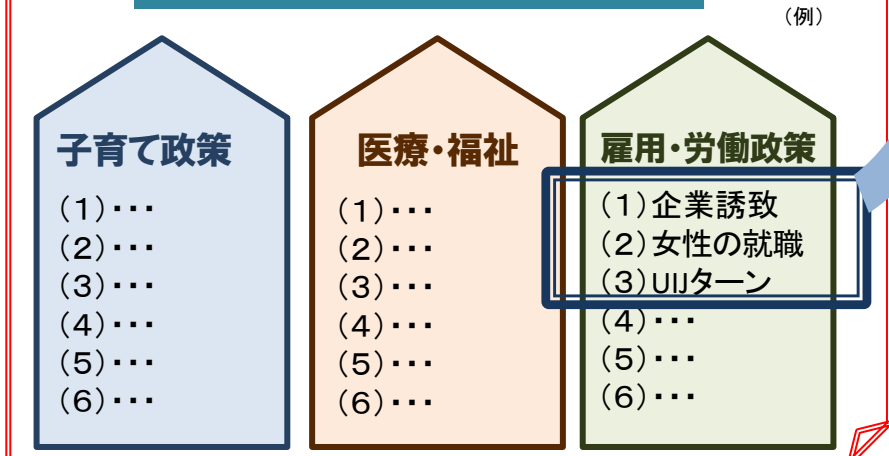
雇用対策協定



協定に盛り込む際に、新たな連携策を入れることもできる

- ▶ 地方版総合戦略等の雇用・労働分野の個別具体策を雇用対策協定の中でより詳細に整理

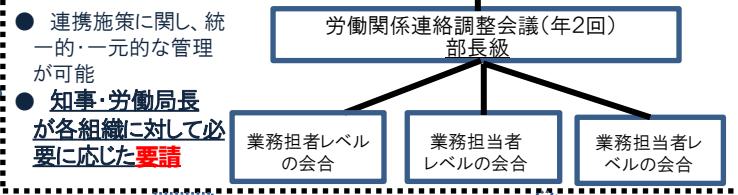
地方版総合戦略等



パッケージ化したうえで
目標管理

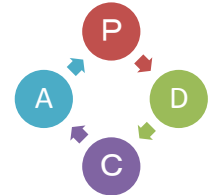
パッケージ化によるPDCA
対外的な発信力を強化

連携体制の体系化

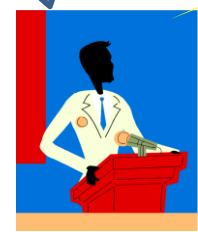


目標管理の徹底による確実な連携

- KPIの設定
- 確実に連携を進められる。
- 効果的に連携を進められる。



知事と労働局長の協定に基づいて、雇用対策を充実させています!



- ▶ 個々の支援策を知事・労働局長との雇用対策協定により明文化し、地域の雇用対策への積極的な姿勢を地域の住民に対して情報発信。住民や議会等に自治体として地域雇用対策への取組を発信することが可能。

国と地方自治体の雇用対策協定について

○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成28年8月8日時点)】 計101自治体(33都道府県61市6町1村)

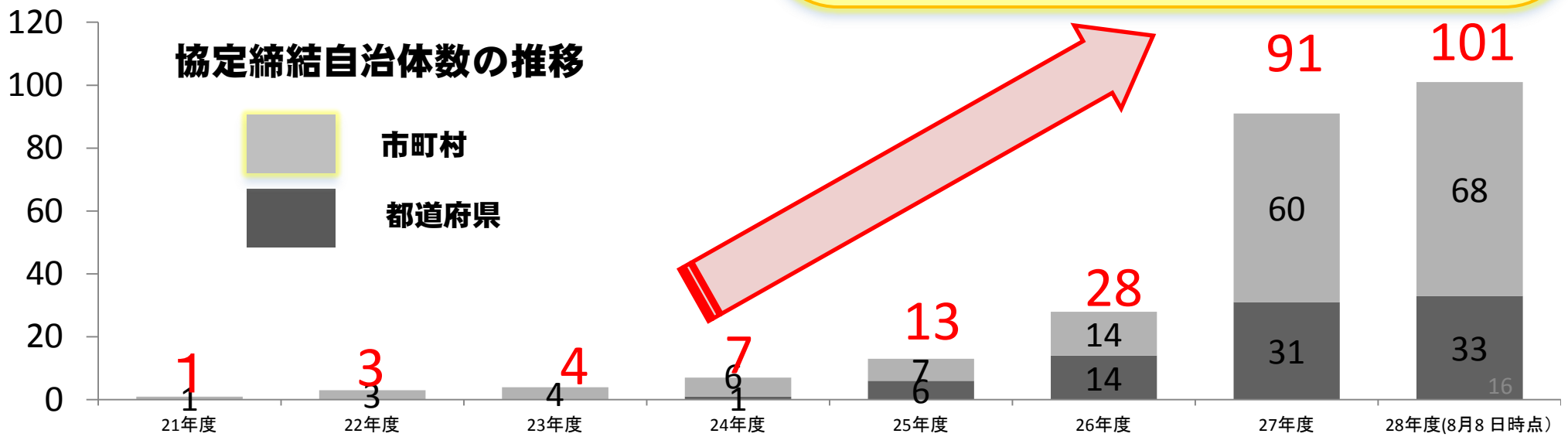
【都道府県(33都道府県)】

- ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)
- ⑯沖縄県(27年8月) ⑰福岡県(27年10月) ⑱宮城県(27年10月)
- ⑲和歌山(27年11月) ⑳富山県(27年11月) ㉑福井県(27年11月)
- ㉒香川県(27年12月) ㉓山形県(27年12月) ㉔愛媛県(28年1月)
- ㉕熊本県(28年1月) ㉖三重県(28年2月) ㉗徳島県(28年3月)
- ㉘岡山県(28年3月) ㉙福島県(28年3月) ㉚茨城県(28年3月)
- ㉛石川県(28年3月) ㉜山梨県(28年4月) ㉝千葉県(28年8月)

【市町村(68市町村)】

- 1北九州市(22年3月) 2横浜市(23年1月) 3福岡市(23年3月) 4久留米市(24年3月)
- 5宮古島市(25年1月) 6広島市(25年1月) 7堺市(25年11月) 8鳴門市(26年11月)
- 9神山町(27年1月) 10三好市(27年2月) 11阿南市(27年3月) 12熊本市(27年3月)
- 13沖縄市(27年3月) 14浜松市(27年3月) 15美馬市(27年5月) 16太田市(27年5月)
- 17館山市(27年6月) 18吉野川市(27年6月) 19総社市(27年7月) 20小松島市(27年7月)
- 21前橋市(27年8月) 22東大阪市(27年8月) 23志布志市(27年10月) 24始良市(27年10月)
- 25熱海市(27年10月) 26日南市(27年10月) 27勝山市(27年11月) 28牟岐町(27年11月)
- 29南九州市(27年12月) 30新潟市(27年12月) 31大野市(27年12月) 32掛川市(27年12月)
- 33常陸太田市(28年1月) 34越前町(28年1月) 35福井市(28年2月) 36山形市(28年2月)
- 37鯖江市(28年2月) 38指宿市(28年2月) 39天童市(28年2月) 40高槻市(28年2月)
- 41日置市(28年2月) 42越前市(28年2月) 43宇佐市(28年2月) 44佐伯市(28年2月)
- 45那須塩原市(28年2月) 46豊後大野市(28年2月) 47笠間市(28年2月) 48豊後高田市(28年3月)
- 49坂井市(28年3月) 50札幌市(28年3月) 51小田原市(28年3月) 52高崎市(28年3月)
- 53あわら市(28年3月) 54北上市(28年3月) 55霧島市(28年3月) 56都城市(28年3月)
- 57下関市(28年3月) 58東海村(28年3月) 59大洗町(28年3月) 60鹿児島市(28年3月)
- 61敦賀市(28年5月) 62吹田市(28年5月) 63柏原市(28年5月) 64永平寺町(28年7月)
- 65千葉市(28年7月) 66中津氏(28年7月) 67吉野町(28年7月) 68倉敷市(28年8月)

協定締結自治体数の推移



求人・求職情報のオンライン提供

ハローワークの求人情報のオンライン提供について

労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、ハローワークが保有する求人情報をオンラインで提供（平成26年9月1日より開始）

平成28年6月1日時点で1,172団体が利用

（自治体290団体（44都道府県246市区町村）、職業紹介事業者550団体（有料515団体、無料35団体）、学校等332団体）

【平成27年度実績】

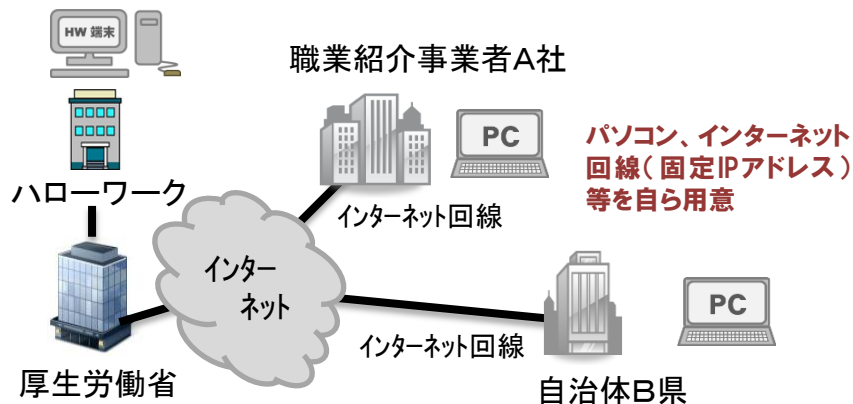
採用決定数4,743件（自治体；2,318件、民間職業紹介事業者900件（有料868件、無料32件）、学校等；1,525件）

実施方法（イメージ）

- 具体的な実施方法として、2つの方式（①求人情報提供端末方式、②データ提供方式）を準備。
- 利用団体は、希望に応じて、実施方式を選択できる（併用も可）ようにし、その利便性を高めている。

① 求人情報提供端末方式

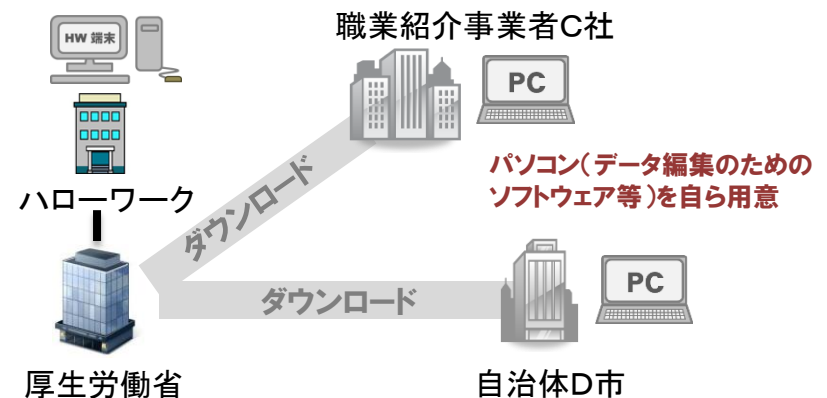
- 利用団体が通常使用しているパソコンからハローワークの求人情報を検索・閲覧する方式。



⇒ ハローワークの端末と同等の操作性

② データ提供方式

- 求人情報データをインターネット回線でダウンロードする方式。利用団体のパソコンで当該データを利用。



⇒ 独自のデータ編集等が可能

ハローワークが職業紹介で利用している情報について

職業紹介部門

求職受理業務、職業相談、職業紹介、訓練へのあっせん業務、業務等を実施。



職業紹介に当たっては、

- ・求職者の対面による相談により把握した情報や
- ・求人票に記載されている情報
- ・求人部門が取得した情報（労働条件や採用条件に関する情報）

を活用している。

活用

活用していない



HW職員が活用しているシステム

- ・求人票に関する情報
※ オンラインで提供
- ・求人票には記載されていない情報（詳細な労働条件や採用条件等）
※ 現行は地方公共団体からの照会に応じて提供しているが、オンラインで提供する範囲に含まれるよう平成28年度中に検討を行う。

【秘匿性の高い情報】

- ・被保険者情報（失業手当の支払い状況、振込額、銀行口座番号、被保険者として勤務した記録等）。
- ・事業所の各種指導記録
- ・雇用保険適用状況（入職、離職状況等）
- ・各種助成金の受給履歴等

提供

求人部門

求人関連業務（職業紹介のために行われる求人受理業務及び求人開拓業務）

- ・求人を受理する際に取得した情報
- ・求人開拓で事業所訪問した際に取得した情報

をハローワーク職員が活用しているシステムに掲載。

雇用保険部門

- 給付関連業務（雇用保険における受給資格の決定、失業認定、給付及び不正受給の返還・納付命令等）
- 適用関連業務（雇用保険適用事業所の成立手続及び被保険者資格の取得・喪失手続）

事業主部門・助成金部門

- （助成金給付関連業務
事業主指導関連業務（高齢者や障害者））

地方版ハローワーク



ハローワークの職業相談部門と同じ情報を使い、職業紹介が可能

地方版ハローワークに提供可能な求人に関する情報について

- 求人票には記載されていない情報としては、①求職者が関心のある事項(例えばB、D)、②求職者の応募活動にとって有益であると思われる情報(例えばE)、③求人条件に対する求人者の意図・意向など求人票に現れない求人者の希望(例えばA、C、F)、等がある。
 - ※ 求人票に記載されていない理由としては、求人事業主が広く外部に公開されることを望まない場合や、求人票のスペース上、記載が困難な場合等がある。
- 現行の求人情報のオンライン提供等においては、これらの求人票の情報(ハローワークが職業紹介を実施する場合と同等の情報)は地方公共団体からの照会に応じて提供可能(現在は地方公共団体等のみの提供。今後オンライン提供の範囲に含めるか平成28年度中に検討を行う)。

A. 就業場所に関する事項

就業場所	●●県●●市●-●●
------	------------

【補足情報】
基本は、事業所所在地において勤務を行うが、年に数回別の場所で勤務する可能性あり(例:年に数回の東京での商品説明会への出張。泊まりあり)

C. 仕事の内容等に関する事項

必要な免許・資格	・Excel基本操作 ・普通自動車免許(AT限定可)
----------	-------------------------------

【補足情報】
・Excelはマクロ等の難しい操作は不要。
・車の免許はルート営業のため普通に運転できる程度で問題なし。

E. 選考等に関する事項

選考方法	面接 書類選考
------	---------

【補足情報】
欠員補充のため、●月●日までには採用を決めたい。

B. 仕事の内容等に関する事項

仕事の内容	・商品開発部の管理職 ・当社製品(医療用内視鏡等)の企業向け営業。
-------	--------------------------------------

【補足情報】
・部署は、10人構成で20代が6名、30代が4名。

D. 休日等に関する事項

休日等	休日 週休二日制	その他の場合 年末年始休暇 (12/30~1/4)
-----	-------------	---------------------------------

【補足情報】
・年末年始休暇とセットで年次有給休暇を取得することを推進している。

F. その他労働条件に関する事項

求人条件特記事項	・正社員登用制度あり ・欠員
----------	-------------------

【補足情報】
・正社員登用制度を活用し、平成●年度は●人が正社員になった。
・●月に●●に店舗を拡大し、そちらに人を補充するために欠員が生じる。

ハローワーク求職情報の提供サービス

- 国・地方・民間が、それぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図るため、ハローワークの求職情報を民間職業紹介事業者及び地方自治体等に提供する取組を実施(平成28年3月22日から開始)。

利用状況

- 対象団体数(平成28年7月4日現在)

計 398団体

(民間職業紹介事業者等 288団体(72%)、地方自治体等 110団体(28%))

- 利用希望求職者数(平成28年5月現在)

計 5,337人(平成28年5月新規求職者数47.6万人の約1.1%(※))

(内訳) ・自治体、民間人材ビジネス共に可 4,657人<87.3%>

・自治体のみ可 363人<6.8%>

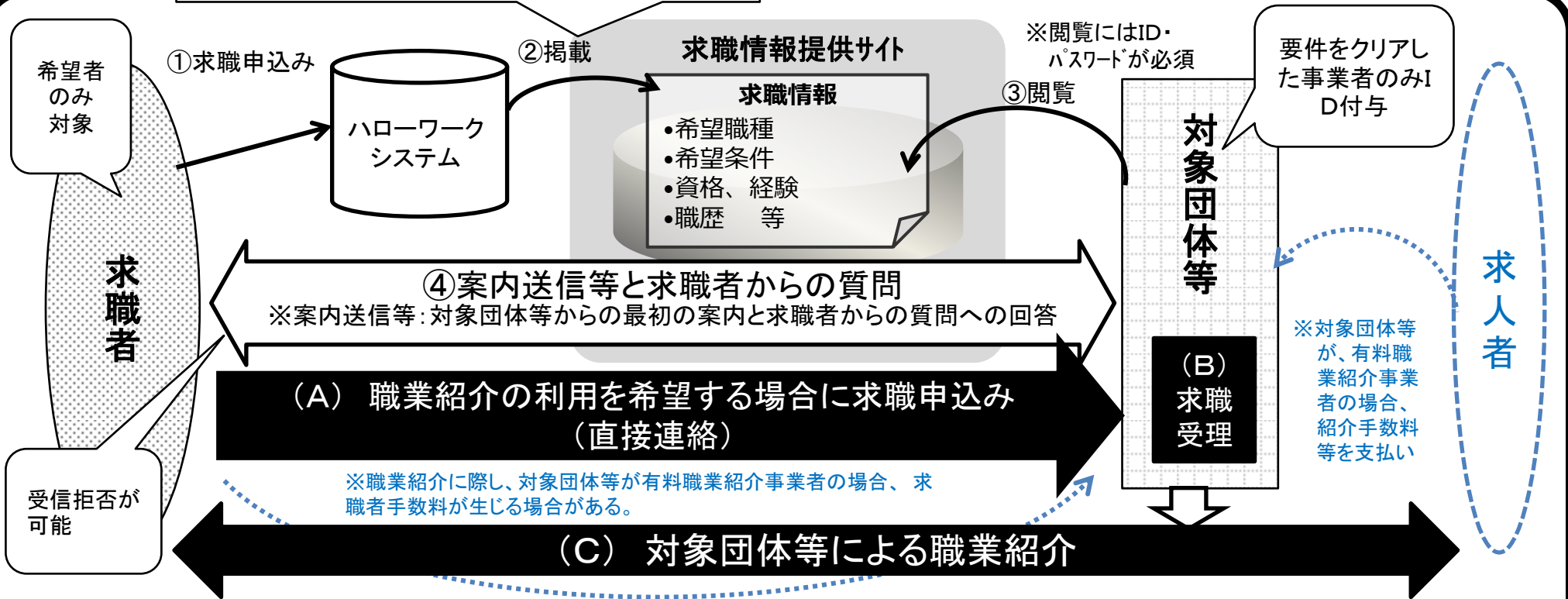
・民間人材ビジネスのみ可 317人<5.9%>

*<>内は利用希望者数に対する割合

※提供不可は42.5万人(89.3%)、分類不能は4.6万人(9.6%)となっている。

ハローワーク求職情報の提供サービスの仕組み

氏名・連絡先等の個人情報は提供しない



- ① 求職者がハローワークに求職申込み(ハローワークシステムに求職情報が登録される)。
- ② 希望する求職者について、ハローワークシステムに登録された求職情報(氏名、連絡先等の個人情報等は除く。)を求職情報提供サイトに掲載。
- ③ 掲載されている求職情報を、一定の要件をクリアし、IDを発行された対象団体等が閲覧。
- ④ 閲覧した対象団体等が、特定の求職者に連絡を取りたい場合は、当該サイトを経由して案内等を送信。メールを受信した求職者は、当該サイト経由で氏名等を明かさないうまま、サービスの利用希望や質問等について対象団体等とやりとり。

< (A) 以降は、求職情報提供サイト外で実施 >

(A) 対象団体等の職業紹介の利用を希望する求職者は、対象団体等の案内を受け、対象団体等へ直接求職申込みを行う。

※求職申込み・受理以降のやりとりは、求職者と対象団体等の当事者同士が直接行う。

(B) 求職受理以降、(C)対象団体等による職業紹介の際の手数料等のやりとりを点線で参考記載。

その他連携事業

雇用対策における国と地方の連携事例の横展開

【国と地方の役割分担・連携の考え方】

国と地方自治体が、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指していく。

【事務・権限の移譲等に関する見直し方針について】(25.12.20閣議決定)

ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。

【日本再興戦略改定2014】(26.6.24閣議決定)

ハローワークと自治体との連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。

国と地方の雇用対策における連携事例をまとめた「事例集」を作成し、全国への横展開を目指していく。

事例イメージ

国と地方自治体の連携による雇用対策好事例

【神奈川県横須賀市】【ハローワーク横須賀、ハローワーク横浜南】 地域の中小企業の人材確保のため、共同事業として事業所見学ツアーを実施

【目的】

ハローワークの求人票を見るだけでは見えてこない横須賀市内企業の魅力を求職者に伝える機会を提供し、求職者の再就職及び企業の人材確保を支援する。

【実施概要】

- ハローワークの求職者を対象に求人事業所の見学バスツアーを実施
- 第1回 平成25年4月26日(金)
介護事業所2社 参加者27名 採用1名
 - 第2回 平成25年10月30日(金)
食品製造事業所1社 参加者14名 採用8名
 - 第3回 平成26年3月6日(木)
介護事業所1社 参加者8名



【役割分担】

- | | |
|---|--|
| 【横須賀市】
◆借上げバス調達・費用負担
◆市の広報誌における周知
◆広報パンフレットの作成
◆参加者へのアンケート実施 | 【ハローワーク】
◆見学先事業所の選定・連絡
◆県内ハローワークへの周知
◆求職者の事前申込受付
◆当日の運営及び調整 |
|---|--|

【効果】

- ◆事業所の環境や雰囲気などを知った上で応募できる。
- ◆求職者へ直接事業所のアピールができる。
- ◆事業所からは、行政と連携した良い事例であるとの評価を受けている。
- ◆平成25年度は、3回実施・49人参加・参加者のうち9人就職

◀照会先▶ 神奈川県労働局職業安定部職業安定課 ……(045-650-2809)

連携事例の一例（全体では100事例ほど掲載）



埼玉県川口市との連携

地元企業の人材確保のため、学生・生徒等を対象に「しごと発見！川口の地元企業見学会」を共同実施。



群馬県・太田市との連携

「太田市」、「群馬県」、「太田商工会議所」、「ハローワーク」の4団体の連携により、「子育て支援就職面接会」を開催。



栃木県宇都宮市との連携

児童扶養手当現況届受理期間に、宇都宮市の子ども家庭課現況届提出窓口の隣にハローワーク宇都宮の臨時相談窓口を設置し、ひとり親の方への職業相談等を実施。



奈良県との連携

県知事と労働局長が締結する奈良県雇用対策協定に基づき、障害者の就労に積極的に取り組む企業を登録する「障害者はたらく応援団なら」を設立し、共同運営。職場実習等の積極的な受入れ、障害者雇用に関する相談への助言等を実施。